

【1】物価高騰から暮らしと営業をまもる緊急対策

1. 消費税の緊急減税を行うよう国に求める。緊急に5%に引き下げインボイスは中止する。

回答1【担当課：市民税課】

少子高齢化の進行等に伴い、社会保障費の増加が避けられない中で、世代間の公平性の確保、社会保障の充実・安定化と財政健全化を図るため、消費税率の維持はやむを得ないものと考えております。

国におきましては、低所得者への配慮として軽減税率制度が導入されており、市におきましても、子ども医療福祉費の所得制限の撤廃など、独自の施策を進めております。

インボイス制度につきましては、消費税の複数税率適用の下で買い手に適正な適用税率と税額を伝えるために必要であると考えており、2023年10月1日から6年間は、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置が設けられるなど、一定の配慮もされております。

2. 物価・原材料高騰対策を国に求めるとともに市独自で実施する。

- ① 飲食店、運輸業、中小製造業など事業用燃油の補助を行う。

回答2【担当課：商工課】

本市におきましては、これまでに、エネルギー価格高騰等の影響を受けた事業者を対象に、支援金を支給し、事業者の事業継続を支援してまいりました。

今後につきましては、国や県の経済対策の動向を注視するとともに、事業者へのヒアリング等を行いながら、必要に応じて、支援策を検討してまいります。

- ② コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を別枠債務にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにする。

回答3【担当課：商工課】

国におきましては、コロナ融資の借換え保証制度を創設することで、返済負担を軽減するとともに、新たな資金需要への対応にも取り組んでおります。

本市におきましては、自治金融制度や各種利子補給制度の活用促進により、引き続き、事業者の資金繰りを支援してまいります。

- ③ 米価下落に対する補てん、飼料や肥料、農業資材の価格高騰に対する市独自補助を実施する。

回答4【担当課：農政課】

令和5年度は、肥料、農業資材等の価格高騰に対し、経営所得安定対策に取り組む農家や、農業生産の担い手等に対し、市独自に、担い手緊急支援金により、経営継続支援をしたところです。令和6年度は、米価がコロナ禍前の水準を回復しつつあることにより、転作面積の主食用米への引き戻しによる反動が懸念されており、引き続き経営所得安定対策を推進するとともに、国・県の化学肥料高騰対策等の活用を支援してまいります。また、農産物の価格低下のリスクに備えるため、収入保険や野菜価格安定制度、畜産の経営安定交付金制度等のセーフティネットが制度化されており、加入を促進してまいります。

3. 生活困窮者への対策として国に求めるとともに、交付金を活用して市独自に行う。

- ① 生活保護基準を引き上げるよう国に求める。

回答5【担当課：生活福祉課】

生活保護の基準につきましては、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないとされています。生活保護基準の引き上げにつきましては、機会を捉えて、国・県に働きかけてまいります。

- ② 住民税非課税世帯に限定せず、家計急変世帯など生活困窮者に対して給付金を支給する。

回答6【担当課：福祉総務課】

国の事業として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい市民税非課税世帯等（基準日令和5年6月1日）に対して、1世帯3万円を支給しました。この給付金は、予期せず家計が急変して収入が減少し、世帯全員が市民税非課税相当となった世帯に対しても支給しておりました。

さらに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担感が大きい市民税非課税世帯（基準日令和5年12月1日）に対して、1世帯7万円を支給しております。

今後とも、生活困窮者への支援につきましては、国の動向を注視しながら対応してまいります。

③ 国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を引き下げる。

回答7【担当課：国保年金課、介護保険課】

国保税につきましては、厳しい財政状況が想定される中、令和6年度の国保税率について、県から示された国保事業費納付金に基づき、事業運営に必要な保険税額を推計したところ、現行の保険税率による保険税収入見込額では大幅に不足が生じる見込みとなりましたが、現在の繰越金を活用することで、保険税収入不足の解消と収支の均衡が図られる見込みであったことから、水戸市国民健康保険運営協議会においても御協議いただき、被保険者に新たな負担増が発生しないよう、現行税率を据え置くこととしたところです。

後期高齢者医療につきましては、現役世代の負担の軽減を図ることを目的とした法改正が令和5年に行われ令和6年度から施行されることです。施行に伴い保険料の上昇が見込まれますが、一定所得以下の方には制度改正の影響が及ばないよう配慮された内容となっていることから、最小限の負担について引き続きお願いするものです。（国保年金課）

介護保険料につきましては、介護保険事業計画の策定に合わせて、推計した介護サービスの見込量等に基づいて、必要となる保険料を設定しております。今後の介護保険事業の運営に当たりましては、給付の適正化に取り組むとともに、介護予防事業の充実により将来の介護給付費の抑制を図ることで、市民の保険料負担に配慮しながら、持続可能な事業運営に努めてまいります。（介護保険課）

④ 水道料金を値下げし、減額免除を実施する。

回答8【担当課：水道総務課】

水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続するため、老朽化した水道施設の更新事業や災害時に備えた耐震化事業等を推進する財源として、令和元年12月議会におきまして水道料金改定の議決をいただいたところです。

水道料金の減免等の実施につきましては、減収となる見合いの財源が別途必要となります。

今後とも適正な料金水準としていくため、さらなる経営健全化に努めるとともに、経営状況の把握や定期的な検証を行い、信頼される事業運営に努めてまいります。

⑤ アルバイト収入が減少した学生等への生活支援給付を行う。

回答9【担当課：福祉総務課】

現在、アルバイト収入が減少した学生に対する生活を支援する給付金等の事業は実施しておりません。

しかし、国からの事業として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担感が大きい市民税非課税世帯（基準日令和5年12月1日）に対して、1世帯7万円を支給しておりますが、その世帯の中に18歳以下の児童がいる場合には、1人当たり5万円を加算して支給することになっており、子育て世帯への生活を支援する事業となっております。

今後とも、学生等への生活支援につきましては、国の動向を注視しながら対応してまいります。

⑥ 緊急福祉資金の特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件緩和と返済期限の延長を求める。

回答10【担当課：福祉総務課】

緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）の特例貸付制度利用者に対する返済免除や返済期限の延長に係る要件等につきましては、国の方針に基づき対応しているところでございます。

返済期限の延長につきましては、借受人からの希望により、償還猶予（最長1年間）の申請について対応しております。

償還猶予の延長につきましては、借受人に対する生活状況を確認した上で、条件が整えば償還猶予の延長（最長1年間）を認めている場合もあります。

今後とも、国の方針に沿って、適切かつ迅速に対応してまいります。

⑦ 住宅確保給付金の対象を拡大し、支給期間を延長するよう国に求める。

回答 11【担当課：生活福祉課】

住居確保給付金の対象につきましては、世帯の主たる生計維持者が離職者等であり、収入・資産要件に加えて、支給期間中の就労活動が求められるものです。支給期間は原則3か月ではありますが、就労活動を実施しても常用就職に至らなかった場合は、当初の3か月を含む最長9か月間の給付が認められます。継続給付対象の拡大及び、支給期間の延長につきましては、機会を捉えて、国・県に働きかけてまいります。

4. 最低賃金を時給1500円以上とすることを国に求める。

回答 12【担当課：商工課】

国におきましては、「働き方改革実行計画」において目標としていた最低賃金の全国加重平均1,000円以上が達成された状況を踏まえ、新たな目標を1,500円以上とすることを表明し、引き続き、助成制度や相談窓口を設け、賃金引上げにつながる中小企業の生産性向上の支援に取り組んでおります。

本市におきましても、国の施策や事業者の状況等を踏まえながら、市内企業の生産性向上など、賃金引上げに資する取組を支援してまいります。

5. 物価高騰等で減収が見込まれるすべての事業者に対して支援を実施する。

回答 13【担当課：商工課】

本市におきましては、これまでに、エネルギー価格高騰等の影響を受けた事業者を対象とした支援金を支給し、事業者の事業継続を支援したほか、売上が減少した事業者を対象としたセーフティネット保証制度により、事業者の資金繰りを支援しております。

今後につきましては、国や県の経済対策の動向を注視するとともに、事業者へのヒアリング等を行いながら、必要に応じて、支援策を検討してまいります。

6. 緊急小口、総合支援資金の返済困難な方には実情に応じて返済を猶予し、必要に応じて免除する。

回答 14【担当課：福祉総務課】

国において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として行ってきた緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）の特例貸付申請は令和4年9月30日で終了しております。期限までに申請された方についての返済が令和5年1月から始まっております。

返済の免除につきましては、借受人と世帯主の住民税が非課税であれば貸付金の一部を償還免除の対象とするなど、資金の種類により免除要件等を整えております。

また、借受人に対するフォローアップ支援も実施しており、免除要件に該当しない借受人に対しても、生活状況や償還困難な状況等から条件が認められれば償還を猶予するなどの対応を行っております。

さらに、償還猶予期間の終了時に、高齢や長期療養等により生活の再建が見込めないなど一定の条件においては償還免除を認める場合もございます。

今後とも、国の方針に沿って、適切かつ迅速に対応してまいります。

7. 派遣切り、雇い止め、リストラをやめさせる。若者の就労相談窓口を市役所に設置する。

回答 15【担当課：商工課】

若年者の就労相談につきましては、ハローワークにおいて新卒者専門の相談窓口「新卒応援ハローワーク」が設けられているとともに、県におきましては、若年者を含む、求職者向けの就職相談や職業紹介等の支援を行っております。

本市といたしましては、国や県などの関係機関と連携しながら、求職者等に対し、相談窓口の積極的な周知を図ってまいります。

【2】子育て・教育

1. 来年度から小学生の給食費を完全無料化する。

回答 16【担当課：学校保健給食課】

小学校給食費の無償化につきましては、早期の実現について多くの皆様から御要望をいただいております。子育て世帯の経済的負担の軽減として最も優先度の高い事業であると考えております。

このため、徹底した行財政改革や、限られた財源の配分をこども・子育て施策に大きくシフトさせる歳出構造改革を強力に進めながら、令和6年度から小学校の給食費の負担軽減を段階的に拡充し、早期の完全無償化の実現に向け取り組んでまいります。

2. 3歳未満児の保育料を無料にする。主食費・副食費も無料にする。

回答 17【担当課：幼児保育課】

3歳未満児の保育料無料化につきましては、本市におきましては、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化以前から、住民税非課税世帯の3歳未満児の無償化を実施しております。さらに、無償化に合わせて、全ての3歳未満児について保育料の引き下げを実施したところです。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた「副食費」は、無償化の対象外となり、実費による徴収が基本と国から示されております。公立保育所におきましては、国が目安とする月額4,500円を徴収しており、民間保育所におきましても、国の月額4,500円を目安に副食費を園独自で設定し、徴収しております。

なお、低所得者等につきましては、副食費について免除となっておりますが、それ以外につきましては、今後とも質の担保された給食を提供するため、食材料費としての実費を徴収することといたします。

3. 子ども医療費助成・マル福制度を拡充し、完全無料化を実施する。

回答 18【担当課：国保年金課】

こども医療費助成（マル福）制度につきましては、県補助事業に加え、令和2年10月から市単独事業として高校生相当の外来まで所得制限を設けず拡充したことにより、高校生相当までのすべてのこどもが、入院・外来の区別なく医療費助成を享受でき、安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進してまいりました。医療費の完全無料化につきましては、優先度の高い事業の取組状況等を確認しながら検討してまいります。

4. 18歳未満の国保税均等割を免除する。

回答 19【担当課：国保年金課】

令和4年度から国が制度化している未就学児に係る均等割5割軽減措置のほか、県の交付金を活用した18歳年度末までのこどもに係る均等割についても市独自に5割軽減とするなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っております。

5. 小規模保育施設は3歳以降の保育が保障されず保育環境も不十分であり、認可保育所を増やす。

回答 20【担当課：幼児保育課】

小規模保育施設につきましては、面積及び職員配置等について、認可保育所同様の基準であり、保育環境は整っており、3歳以降の受け入れ先として、連携施設を設けることを認可の条件としております。

6. 市立保育所の民間委託は行わない。「市立保育所等における民間活力活用の検討」は中止する。老朽化した保育所の改修・改善を早急に行う。

回答 21【担当課：幼児保育課】

市立保育所につきましては、行財政改革プランにおいて、民間活力の活用の検討を図る施設としております。現在、他市の導入事例について、土地、建物、運営の全てを移譲する手法や、運営のみを委託する手法などの形態や、運営経費の違いなどについて研究を進めているところです。

第7次総合計画に位置付けた「市立保育所の民間移譲の検討」に当たりまして、市民サービスの向上に資する手法はもちろん、少子化の影響による保育需要の将来推計を十分勘案し、様々な視点から検討してまいります。

7. 市立幼稚園の廃止計画を中止し、地域に密着した幼児教育の場として充実させ存続すること。3歳児の受け入れや保育時間の延長など拡充する。市立幼稚園の民間委託は行わない。

回答 22【担当課：幼児保育課】

令和2年2月に策定した「水戸市立幼稚園の再編方針」に基づき、こどもたちの集団保育による学びの観点や、人的・物的資源を効果的に活用し、保育ニーズの動向を踏まえた認定こども園への移行など市立幼稚園の再編を進めてまいりました。

令和4年度からは、保育の必要な児童も受け入れることができる幼稚園型認定こども園を新たに2園開設したとともに、2園において3歳児から受け入れる3年保育を開始するなど、保護者のニーズ等を踏まえ、保育サービスの拡充を図るとともに、より質の高い幼児教育・保育の提供に努めてまいります。

8. 保育所・幼稚園での事故防止対策を徹底する。虐待および不適切保育の防止のため、実態把握と連携を強化する。市内認可外保育施設（ベビーホテル）の乳児死亡事故の原因究明、再発防止へ厳正な指導監督を実施する。

回答 23【担当課：幼児保育課、福祉指導課】

保育所・幼稚園での事故の防止対策につきましては、国の通知により、民間保育所で発生したけがや事故のうち、重大事故等について、市が報告を受けることとなっており、発生報告を受けた際には、施設に対して助言や指導を行い、再発防止に努めております。

また、園児虐待や事故の防止につきましては、市内の幼児教育・保育施設及び認可外保育施設のすべてに対し、「行き過ぎた指導」「こどもの尊厳が損なわれる行為」の防止のための文書を発出し注意喚起するとともに、市立保育所長会等を通じて、児童がより安全に過ごすことができ、心身の健やかな成長と発達につながる場として、不適切な保育の未然防止と、こどもたちの最善の利益に資する保育を行うよう、直接施設長に指示しております。

認可外保育施設に関する事務につきましては、令和2年4月の中核市移行後、定期的な立入調査とその結果を受けての改善指導等については福祉指導課が、開設届等の受理や定期的報告徴取等については幼児保育課が、それぞれ所管しております。

利用する乳幼児の安全確保のために、国の通知等に沿って、認可外保育施設に対する指導監督の徹底に努めてまいります。

今後とも、十分な安全管理のもとで安心して保育を受けられる環境となるよう、適時、適切な指導を徹底し連携を図ってまいります。

9. 保育士配置基準を引き上げ、体制や保育内容を拡充する。

回答 24【担当課：幼児保育課】

保育士配置の最低基準につきましては、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により定められています。

本市でも同様の基準としておりますが、市立保育所では保育補助を任用し、保育内容の充実のため体制を強化しております。

10. 保育士の給与引き上げと待遇改善をはかる。保育士確保策を拡充する。

回答 25【担当課：幼児保育課】

民間保育所に勤務する保育士が長く働くことができる職場環境をつくることを目的に、施設型給付において、昇給や賃金改善に加え、技能や経験に応じた役職を設けて、キャリアアップの仕組みを構築するための処遇改善等加算の活用を促進するなど、賃金体系の改善を図っております。

また、本市におきましては、保育士確保のための市独自の取組として、平成 29 年度に保育士等就労支援補助金を創設し、1 年以上保育の現場から離れていた保育士が市内の保育所等へ就労した際に 10 万円の補助を行うとともに、令和元年度からは新卒保育士等就労奨励補助金を創設し、市内保育所等に就労内定となった学生に対し 2 万円の奨励金を支給しております。

11. 小中学校全学年の 1 クラス 30 人以下の少人数学級を実現する。児童・生徒数の多い学校のクラス増、教員増を市独自に実現する。

回答 26【担当課：学校管理課】

学級編制につきましては、国において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和 3 年度から小学校全学年で学級編制の標準を段階的に 35 人に引き下げることとしており、令和 6 年度におきましては、小学校第 1 学年から第 5 学年について、35 人以下の学級となる予定です。また、小学校第 6 学年及び中学校全学年につきましても、茨城県の「少人数教育充実プラン推進事業」により、学級の増設や非常勤講師の配置により、複数の教員で学習指導や生活指導などきめ細かな対応を行っております。

今後とも、国・県の動向を注視しながら、令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に努めてまいります。

12. 教職員の長時間労働を改善する。変形労働時間制は採用しない。教員の過労死ラインである月 80 時間以上の時間外勤務をなくす。残業代定額働かせ放題の給特法の改正を国に求めるとともに、市が実態通りに残業代を支払う。

回答 27【担当課：学校管理課】

教職員の長時間勤務の改善につきましては、喫緊の課題であり、業務の負担軽減や働き方に対する意識改革を図るため、学校給食会計の公会計化や校務支援システムの導入等により、業務の負担軽減や事務事業の効率化を図っているところです。

国において、令和 6 年度中の給特法改正案の国会提出を検討することから、今後とも、国・県の動向を注視しながら、「水戸市教職員の働き方改革基本方針」に基づき、学校における働き方改革を推進し、教職員の長時間勤務の改善に努めてまいります。

13. タブレット学習のメリット・デメリットを検証すること。子どもたちの心身の健康への影響を考慮する。子どもの個人情報保護を厳正に行うこと。

回答 28【担当課：教育研究課】

児童生徒 1 人 1 台端末を活用した学習のメリットにつきましては、児童生徒が疑問に思ったことなどをインターネットで瞬時に調べることができること、発表資料を作成する際に、図画や写真等を取り入れるなど、これまでのように紙に書く方法では表現することが難しかったアイデアを表現できることなどがございます。また、デジタルドリルを活用することで、児童生徒一人一人の理解度に応じた課題に取り組んでおります。

また、端末と大型提示装置を組み合わせることで、挙手しなくても自分の意見を発表することができ、様々な意見をクラス全体で共有することにより、考えの広がりや深まりが見られるなど、本市の目指す、個別最適な学習と協働的な学びの実現に大きく寄与するものとなっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症などによる、学級閉鎖や学年閉鎖の際には、端末を活用したオンライン授業により、児童生徒の学びを継続することができております。

一方、端末の画面を長時間見続けることによる身体への影響等が懸念されますことから、児童生徒が安心して安全に端末を使用することができるよう、端末の使い方のきまり等を作成しております。また、端末を利用した他者への誹謗中傷によるトラブルやネット依存など、児童生徒の心の面への

影響も考慮し、フィルタリングやアプリケーションの利用を一部制限するとともに、情報モラル教育の充実を図ってまいります。

今後とも、児童生徒の情報活用能力の育成と、端末の更なる効果的な活用に向け、継続的に検証を行ってまいります。

14. 就学援助の適用について直近の収入減に応じて速やかに認定することとし、保護者に広く周知する。

回答 29【担当課：学校管理課】

就学援助制度における準要保護認定につきましては、これまでも、収入基準を超える場合であっても家計の急変など生活実態における特別な事情について、学校長の意見や保護者に対する追加調査の結果などを踏まえ、総合的に判断し、適切に対応しております。また、周知につきましては、本市ホームページや学校を通じて全児童生徒に配布する就学援助の案内に、家計の急変等、特別な事情を加味して審査する旨を記載しております。

各学校におきましても、児童生徒の家庭の生活状況を把握するほか、日頃から被服や所持品等に注意を払い、支援が必要と思われる家庭につきましては、その都度、就学援助制度を案内し、必要な時期に必要な援助を受けられるよう努めております。

今後とも、学校とのより一層の連携を図りながら、制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

15. 医療的ケア児の入学・通学を保障できるよう、看護師配置などの体制を整備する。医療的ケア児を支援する看護師や保育士を要請するための研修・実習をすすめる。

回答 30【担当課：教育研究課】

学校における医療的ケアが必要な児童生徒への支援につきましては、保護者の付き添いがないくても学校生活を送れるよう、医療行為が可能な看護師資格を有する支援員を配置するとともに、学校・保護者・医療機関等と連携しながら、支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

今後とも、学校・保護者・医療機関等と教育委員会が連携を図りながら、個に応じた適切な支援ができるよう努めてまいります。

16. 学校給食について

① 児童手当から学校給食費を徴収しない。

回答 31【担当課：学校保健給食課】

学校給食費に未納がある場合には、公平性の観点から、児童手当法第 21 条第 1 項の規定に基づき、保護者からの申出による児童手当からの徴収を実施しております。

保護者への通知には、万が一、給食費の納め忘れなどによる未納が生じた場合、児童手当から納入いただくことができるものであることを明記しております。

さらに、経済的な理由により支払いが困難な御家庭に対しましては、就学援助制度等についても周知しております。

今後とも、学校給食の意義・役割などを保護者に十分に周知するとともに、未納や経済的理由により支払いが困難となった場合には、児童手当からの申出徴収制度や就学援助制度の一層の活用を進めてまいります。

② 調理業務の民間委託をやめ、市が責任をもって各校の自校調理を継続維持する。

回答 32【担当課：学校保健給食課】

学校給食調理等業務の民間委託につきましては、民間活力活用のもと、市民サービスの維持向上及び経費の縮減が見込まれることから、単独調理校におきましては、平成 26 年度から順次導入しております。導入に当たり、献立作成及び食材の調達につきましては、引き続き本市が直接行うとともに、委託後は、調理等業務の円滑な移行及び適切な運営についての検証会を実施し、本市が運営していたときと同様に、安全で安心な学校給食を提供していることを確認しております。

今後とも引き続き、適切な運営が図られるよう検証を重ねながら、年次計画により、調理等業務の民間委託を進めてまいります。

③ ソフト麺の提供回数を増やす。

回答 33【担当課：学校保健給食課】

ソフト麺の提供回数につきましては、本市が提供を受けていたソフトめん製造業者の廃業に伴い、他市町村に提供している業者が、新たに本市へ提供できないか、茨城県学校給食会と協議を行ったところ、「本市分を製造する余力は少ないが、各学校においては年1回のみであれば提供できる。」との回答を得たため、現在、学校給食において各校年1回提供しております。

このような状況により、現在のところ、これ以上の提供は困難でございますので、御理解をお願いいたします。

17. 中学校の部活動の保護者負担を軽減する。地域部活動への移行については、生徒や保護者の意見を反映し、新たな負担金を請求せず市の予算で行う。

回答 34【担当課：教育研究課】

本市におきましては、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むため、令和3・4年度の2年間、双葉台中学校においてモデル校実践研究を実施いたしました。

令和5年度は、児童生徒、保護者、教員に対し、部活動に関するアンケート調査を実施するとともに、これまでの実践検証の成果と課題の精査、部活動の現状把握等を行い、本市の部活動地域移行のあり方について検討を重ねているところでございます。

今後とも、国や県の動向を踏まえ、段階的な地域移行に向けた体制の構築や環境整備につきまして、生徒や保護者のニーズに応じた運営ができるよう検討してまいります。

18. LD・ADHDの児童生徒の支援のため、小中学校それぞれに在籍・通級教室を設置する。子ども発達支援センターとの連携など心理検査・診断に対する相談を充実する。LD・ADHDに関する教職員の研修を充実する。総合教育研究所の相談支援系の体制を拡充する。発達支援コーディネーターを増員する。

回答 35【担当課：教育研究課】

本市におきましては、言語障害通級指導教室を小学校2校に、情緒障害通級指導教室を小学校3校及び、中学校2校に設置し、一人一人の障害に即した支援に努めております。LD/ADHD通級指導教室につきましては、令和3年度に浜田小学校に開設し、令和5年11月現在、他校通級生を含む11名の児童が利用しております。さらに、令和5年度に第三中学校に開設し、令和5年11月現在、4名の生徒が利用しております。通級指導教室の設置に当たりましては、対象となる生徒が一定数以上いることが前提とされ、教員配置などの課題もあることから、通級指導教室の新たな設置につきましては、生徒の実態把握に努めながら研究してまいります。

心理検査・診断に対する相談につきましては、引き続き、こども発達支援センターなどの専門機関等と連携を図ってまいります。

LD（学習障害）に関する研修につきましては、令和5・6年度の2か年において、学習障害の検査方法等に関する研修を実施しております。研修会には、専門家を講師として派遣するなど、研修の充実を図ることで、教員一人一人の学習障害に対する理解を深めてまいります。

総合教育研究所支援相談系の体制につきましては、各分野における専門的な知識、経験、資格等を有する人材を会計年度任用職員として任用し、それぞれの課題にきめ細かく対応できるよう支援体制の充実を図ってまいりました。

不登校児童生徒の支援を行う「うめの香ひろば」における受入れ対象学年の拡大のための指導員の増員を行うとともに、不登校の要因が家庭環境であるなど、これまで支援の手が届きにくかった児童生徒に対して、教育分野に関する知識を持ち、福祉の専門家でもあるスクールソーシャルワーカーを本市独自に任用したところでございます。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、より専門的な見地から保護者との面談や教員への助言、援助を行いながら、学校や保護者の多様なニーズに対応できるよう、令和4年度から特別支援教育専門員を新たに任用したところでございます。

今後とも、総合教育研究所の組織や人員の在り方について検証と見直しを加えながら、一人一人の特性に応じた教育の推進に努めてまいります。

19. 不登校の児童生徒が増加しており、本人や保護者に対する支援体制を拡充する。

うめの香教室など通級教室を市内に複数設置する。校内フリースクールの増設、オンラインの活用を進める。訪問支援員、スクールソーシャルワーカーを増員する。

回答 36【担当課：教育研究課】

不登校児童生徒への支援につきましては、総合教育研究所において、電話や来所相談による相談を行うほか、公認心理師等の資格を持つ相談員が、本人や保護者に丁寧に関わるとともに、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては、家庭訪問相談員が訪問相談による支援を行っております。

さらに、令和4年度から本市独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校への巡回訪問や必要な家庭に対する家庭訪問を行うとともに、学校からの緊急的な要請に迅速に対応するなど学校への適切な支援や学校との連携強化に努めております。

校内フリースクールにつきましては、令和5年度から新たに中学校1校に設置しましたが、今後は、校内フリースクールの機能を全ての中学校に拡充し、学びの場を提供できるよう検討し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校生徒への支援に努めてまいります。

また、現在、家庭にいても学校の授業に参加できるよう、オンラインによる授業を実施しており、今後とも、個別の状況に応じた支援を行ってまいります。

さらに、支援・相談体制の一層の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら、きめ細かな支援に努めてまいります。

20. 学校プールの廃止方針を撤回すること。

- ① 改修・修繕をすすめ、各学校で安全・安心なプール授業ができるようにすること。

回答 37【担当課：学校施設課，教育研究課】

市立学校の水泳授業は、気候や天候の影響により計画的な実施が困難であること、プール施設の清掃や日々の維持管理等教職員にかかる負担が大きいこと、老朽化が進むプール施設の改築や大規模改修には多額の費用が必要となること等の課題があります。

このような中、本市では、年間を通じて計画的かつ安全安心な環境で水泳授業を実施するとともに、学齢の低い段階から水に慣れ親しむ環境を確保するため、小学校において、学校外の屋内プール施設を活用することといたしました。

さらに、全小学校において、より効果的な授業を実施するため、補助的指導等を行う外部人材も活用してまいります。

今後とも、安全安心な環境での計画的かつ効果的な水泳授業の実施に努めてまいります。

- ② 学校プールの開放を、全市的に利用できるよう実施校および実施日を増やすこと。

回答 38【担当課：スポーツ課】

夏休み期間中のプール開放につきましては、平成28年度から小学校プールを利用して、市民が気軽に水に親しみ触れ合う機会を確保するために実施しており、幼児から大人まで、多くの方々に御利用いただいているところでございます。

本事業は、夏の需要の高まりに対応していくために引き続き継続したいと考えておりますので、今後とも利用者にとっての安全・安心なプール開放としていけますよう、調整を進めてまいります。

21. 通学に路線バスを利用する児童生徒の自己負担をなくす。

回答 39【担当課：学校管理課】

通学に路線バスを利用する児童生徒への支援につきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度により通学費の実費を支給しているところです。

県内の他市町村におきましては、学校の統廃合等により、遠距離通学児童に対し通学定期代等を補助している事例もありますが、本市におきましては、利便性の観点から路線バスを利用している

児童生徒や遠距離通学にもかかわらず路線バスがないために徒歩で通学している児童生徒もいることなどから、整理しなければならない課題もあるため、十分に検討する必要があります。

今後とも、全てのこどもが家庭の経済状況に左右されることなく義務教育を円滑に受けることができるよう、通学費の支給も含めた就学援助制度の充実に努めてまいります。

22. 小中学校すべての学校図書館に専任司書を配置する。学校図書館支援員を増員し、訪問回数を増やすなど、学校への支援を拡充する。

回答 40【担当課：中央図書館】

学校における司書につきましては、学校図書館法第5条の規定に基づき、すでに全校に司書教諭を配置しているところであります。各学校の司書教諭は、他の校務と兼務している状況にありますが、学校全体で組織的・計画的に学校図書館運営に取り組んでおります。

また、学校図書館支援員につきましては、令和元年度に2名を増員し、現在は9名体制のもと、各学校への定期的な巡回を行いながら、学校図書館蔵書管理システムを活用した図書の貸出・返却・検索等のカウンター業務や図書の登録・除籍等の蔵書管理業務の迅速化、さらには、レファレンス、読書相談等を通じた読書活動の促進を図っております。

今後とも、こどもたちの興味や関心、学習活動に即した図書を整備し、親しみやすく、利用しやすい読書環境づくりを進めるとともに、オリエンテーションの積極的な開催支援を通じた読書活動や授業活動への学校図書館の活用を図るなど、学校図書館への支援拡充に努めてまいります。

23. 老朽化の著しい学校施設の改修・改築を速やかにすすめる。「学校施設の緊急安全対策」の予算を大幅に増額し、3か年にとどまらず継続的に予算を確保する。

学校から出される「工事・修繕要望書」は繰り越さず、年度内にすべて改善する体制を確立する。

回答 41【担当課：学校施設課】

学校の老朽化対策としましては、本市では、長寿命化改良事業を推進しているところです。今後におきましても、校舎及び屋内運動場の長寿命化改良事業を計画的に推進してまいります。

一方、当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校施設の経年劣化に対しましても、児童生徒が一日の大半を過ごす学校の施設設備を良好に保つことは重要であり、令和4年度からは、予算を大幅に増額し、重点的に対応しているところです。今後とも、予算の確保に努め、適切な修繕を実施することで、児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

24. 体育館のエアコン設置、体育館や屋外トイレの洋式化をすみやかに実施する。

回答 42【担当課：学校施設課】

学校の屋内運動場につきましては、これまで学校の希望に応じて大型扇風機を設置するとともに、こまめな休憩や適切な水分補給についての指導を徹底するなど、暑さ対策に努めてまいりました。

また、学校の屋内運動場は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時においては避難所となることから、近年の記録的な猛暑を受け、児童生徒及び教職員の体調管理とともに、避難者のための適切な温度管理など、良好な環境の確保が求められております。

このことから、茨城県内外の空調設備設置事例を参考にしながら、全校設置に向け、整備手法や効率的な冷暖房を行うために必要となる施設設備の検討を行うとともに、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくりを進め、早期の整備を目指してまいります。

また、屋内運動場や屋外トイレの洋式化につきましては、長寿命化改良等の大規模な施設改修に併せて整備を進めてまいります。

25. 危険な通学路の安全対策のための予算を増やし、歩道の整備、段差の解消、街灯の設置などを速やかに進める。実際に子どもたちの意見を聞く場を設け、こまやかな改善策を実施する。

回答 43【担当課：学校保健給食課、建設計画課】

本市における通学路の安全対策につきましては、「水戸市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年度、通学路現況調査や通学路合同点検等により、通学路の危険箇所を把握するとともに、国・

県、警察や庁内関係課等で組織する水戸市通学路安全対策推進会議において情報の共有化を図り、対策の検討・実施や進捗状況の確認を行っております。

また、各学校におきましては、児童生徒の意見等を踏まえながら、児童生徒の目線に立った安全マップを作成し、児童生徒が生活する上で注意すべき危険箇所等について指導するとともに、教職員だけでなくPTAや地域の皆様を含めたスクールガード等による登下校時の通学路や学校周辺の巡回、立哨、見守り活動を実施するなど、児童生徒の安全確保に努めております。(学校保健給食課)

通学路の安全対策につきましては、国庫補助事業を活用しながら計画的な事業推進を図っているところ です。

歩道の整備につきましては、現況道路の幅員が不足している場合、新たな道路用地の取得が生じるなど多くの課題があります。また、既存歩道の段差解消のためには、現況の歩道の高さに合わせてできている宅地出入り口のすり付けが必要になるなど、施工上の課題があります。

したがいまして、歩道の整備や段差の解消につきましては、これらの様々な課題があるため、適宜状況を確認しながら、安全対策を図っているところ です。

また、街灯(街路灯)につきましては、交差点やカーブなど、交通危険箇所への設置を原則として、年次的に整備を進めており、今後も危険箇所の把握、改善に努めてまいります。(建設計画課)

26. 放課後学級の改善について

① 日用品・消耗品の補充について、市が責任を持って行うこと。

回答 44【担当課：こども政策課】

運営に係る経費につきましては、業務委託仕様書の中で経費の負担を詳細に定めているところであり、日用品、消耗品の購入については、委託事業者の負担としていることから、事業者が責任をもって配備すべきものであります。

② 定員を超える詰め込みをやめ、教室を増設すること。

回答 45【担当課：こども政策課】

教室の増設につきましては、共働き世帯の増加等に伴う利用希望者の増加に対応するため、児童数の推計や、申請状況を踏まえて適切に実施しているところであり、令和5年度は、令和4年度より2学級増の33校77学級を開設いたしました。

③ 支援員の配置基準を見直し、市独自の加配を実施すること。

回答 46【担当課：こども政策課】

支援員の配置基準につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、児童の数概ね40人に対し2人としているところ、本市では3人としており、国を上回る基準を設けております。

さらに、心身に特別な配慮を要する児童等への対応として、あらかじめ各学校に1人程度加配することとしております。

④ 委託会社間の格差・学校間格差の実態を把握し、市として学級運営および環境の質の向上をはかること。民間委託の弊害をきちんと検証し、直営にもどす検討をすること。

回答 47【担当課：こども政策課】

放課後学級の運営につきましては、全校で差が生じることがなく、児童の健全な育成が図れるよう、業務委託仕様書に業務内容等について詳細に定めております。

あわせて、市と各事業者との情報交換の場を月1回設けるとともに、事業者から提出される報告書を確認するなど、現状の把握に努めながら、定期的に各学級を巡回している訪問指導員による支援員への助言、指導等を実施しております。

今後におきましても、事業者と連携しながら、児童が安全・安心に過ごせる放課後学級づくりを推進してまいります。

- ⑤ 現場の実情を把握し、支援員の待遇改善に市が責任をもつこと。支援員の専門性・継続性を確保するため、委託会社による派遣会社への二次委託を止めること。

回答 48【担当課：こども政策課】

現場の実情の把握につきましては、市と事業者との情報交換の場を月1回設けるとともに、計画書や報告書、訪問指導員の訪問等により、定期的に確認を行っております。

また、支援員の処遇改善に当たっては、国の放課後児童支援員等処遇改善事業に基づき、放課後学級従事者に対して、3%程度の賃金改善を行うこととしており、所得向上による支援員の処遇改善が図られております。

事業者による支援員の採用に当たっては、適切な人材を確保するよう事業者に助言、指導をするなど、放課後学級の質の低下が生じないように努めてまいります。

- ⑥ 老朽施設の改修および修繕、危険箇所の解消を速やかに行うこと。共用教室・代用教室をなくし、すべての教室を専用教室とすること。各教室に安全なトイレを確保すること。

回答 49【担当課：こども政策課】

施設の修繕等につきましては、優先順位を定めて適切に実施しており、トイレの増設、改修についても計画的に実施しているところであります。

また、本市におきましては、余裕教室の活用を基本とし、不足する場合は専用棟を建設するなどの対応を行い、全ての学校での受け入れ体制を完成させております。

27. 民間学童クラブへの支援について

- ① 指導員の待遇改善のため賃金補助の拡充、家賃負担の軽減および民間施設の紹介、公共施設の有償提供など継続使用できる施設確保に対する支援を行う。

回答 50【担当課：こども政策課】

設備・運営等の基準を満たす民間学童クラブに対しましては、「水戸市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、運営費を補助しております。平成27年度からは、家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員の賃金改善に係る費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善事業」を、平成30年度からは、支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善に必要な費用の一部を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しているところです。令和3年度から新たに実施した「放課後児童支援員等処遇改善事業」とあわせ、今後とも、民間学童クラブの放課後児童支援員の処遇改善につながるよう努めてまいります。

家賃負担の軽減につきましては、放課後児童健全育成事業の補助には、施設利用料として家賃負担分も含まれております。今後におきましても、学童クラブの安定的かつ継続的な運営に向け、必要な支援が行えるよう、引き続き、国に対し働きかけてまいります。

- ② ひとり親家庭・低所得家庭への保育料の減免措置を実施する。

回答 51【担当課：こども政策課】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない全ての児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するため、民間学童クラブの保護者負担金の軽減につきましては、引き続き検討してまいります。

28. 第四中学校の生徒数増加に対応して教室を増設し、体育館ネットの改修、体育館周辺の腐食した柵の改修など老朽化対策を実施する。笠原中の生徒数増加に対応して教室を増設する。

回答 52【担当課：学校施設課】

関係機関と連携を図り、開発計画等の情報を速やかに把握し、学級数及び生徒数の変動に対応してまいります。現在の校舎内で、新たな教室の確保が困難となる可能性が生じた場合は、校舎の増築等も視野に入れて検討するなど、教室不足が生じることをないよう適切な対応を図ってまいります。

また、学校施設の経年劣化に対しましても、児童生徒が一日の大半を過ごす学校の施設設備を良好に保つことは重要であり、今後とも、予算の確保に努め、適切な修繕を実施することで、児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

29. 子どもの貧困対策について

- ① 学習支援事業（生活困窮世帯に対する無料塾）を市内全地域で行う。

回答 53【担当課：生活福祉課】

平成 28 年度及び平成 29 年度は赤塚地区 1 か所で実施しておりましたが、平成 30 年度からは吉沢地区、令和元年度からは新莊地区、令和 2 年度からは浜田地区、令和 4 年度からは梅が丘地区、寿地区、令和 5 年度からは堀原地区、緑岡地区の計 8 会場に増やしており、引き続き多くの子どもたちが参加できる環境づくりに努めてまいります。

- ② 小中学生に対する就学援助の入学準備金をさらに増額すること。対象者に制度を周知する。

回答 54【担当課：学校管理課】

就学援助制度における新入学児童生徒学用品費の支給額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の改定を参考にしながら、適宜改定しております。また、制度の周知につきましても、本市ホームページへの掲載や就学時の健康診断通知書と合わせて就学援助の案内を送付するなど、児童生徒が必要な時期に必要な援助が受けられるよう努めております。

今後とも、学校とのより一層の連携を図りながら、制度の適切な運用と周知に努めてまいります。

- ③ 子ども食堂に財政的な支援及び市民センターなど場所の提供を行う。

回答 55【担当課：こども政策課】

本市におきましては、NPO法人等が実施するこども食堂の広報活動や市有施設における開催の支援を行っております。実施主体であるNPO法人等からは、スタッフの確保が運営上の課題として挙げられておりますので、令和 6 年度から新たに、市がボランティア養成講座を実施するなどの支援を行ってまいります。引き続き、実施主体であるNPO法人等のニーズを踏まえながら、支援や協力を努めてまいります。

30. 博物館の老朽施設の改善、資料の保全対策および人員を拡充する。

回答 56【担当課：歴史文化財課】

博物館の老朽施設及び資料の保全対策につきましては、平成 28 年度から 29 年度にかけて施設を休館し、耐震化を主とした大規模改修を行い、改善に努めてまいりました。また、消防設備や空調等、資料の保全に欠かせない設備についての修繕も適宜進めております。

人員の拡充につきましては、自然、歴史、民俗、美術の各部門に学芸員を配置し、適正な体制を維持しながら、特別展や体験教室などの事業を積極的に行い、郷土の魅力を知る機会の創出を図っているところです。

今後におきましても、貴重な資料を将来の世代に守り伝えるための取組を推進するとともに、展示の内容や調査研究をより一層充実させ、市民の皆様に親しまれる、魅力ある博物館となるよう努めてまいります。

31. 大規模屋内プールではなく、幼児から大人までだれもが楽しめる屋外市民プールを整備する。

回答 57【担当課：体育施設整備課】

新たなプールの整備に当たりましては、整備後の管理運営費も含め多くの事業費を要することから、これまでのプール利用状況や大会開催状況等を十分考慮し、導入する機能や規模、財源の確保策など、様々な観点から検討しなければならないと考えております。

議会におかれましても、水泳競技施設等調査特別委員会が設置されており、特別委員会での議論を踏まえるとともに、市民ニーズや競技団体の意向を把握しながら、多様な利用者が快適に利用できるよう、新たなプールの在り方について検討してまいります。

32. 県庁周辺に市立図書館を建設する。市立図書館の資料費を増額し蔵書を充実させる。運営を指定管理者から市直営に戻す。

回答 58【担当課：中央図書館】

本市の図書館サービスにつきましては、第6次総合計画及び第3次図書館基本計画に基づき、市内を6つのサービス圏に分け、中央図書館をはじめとする6館体制の下、利用者のニーズに応じた事業の展開や各地域の特徴、近隣施設の状況などを踏まえながら、館ごとに特色ある運営を行っております。

県庁周辺地区につきましては、現在、東部図書館のサービス圏と位置づけておりますが、このエリアは千波地区をはじめ吉田地区、笠原地区など人口が集積する地区が多く、笠原地区など南部地区を中心として今後も更なる人口増加が見込まれております。

そのため、南部地区における新たな図書館整備につきましては、各サービス圏における利用者の状況や地域住民の意向など、地域の実情を踏まえながら、今後、整備検討を進めていく中で、令和8年度までには、整備に向けた基本構想をまとめ上げ、具体的なスケジュールを示してまいりたいと考えております。

次に、本市の市立図書館の資料費及び蔵書数につきましては、類似都市の中の平均を上回るなど、高い水準にありますことから、今後とも、利用者の意向を踏まえながら、多様化する市民ニーズを把握・考慮した上で、必要となる資料費を確保し、魅力的な図書資料の提供に努めてまいります。

次に、指定管理者制度につきましては、指定管理者制度の導入により、効果的な施設の管理・運営、貸出点数の増加のほか、育児コンシェルジュの配置、託児サービスの提供、電子図書館の開設、デジタルアーカイブシステムの導入など、民間事業のノウハウや専門性を生かした事業の展開を行っているところであります。

本市及び指定管理者が行った利用者アンケートにおきましても、総合的な施設満足度について、約9割の方から指定管理者の取組を評価する回答をいただいておりますことから、今後とも、直営を維持する中央図書館と指定管理者間での協議を進めながら、施設サービスの向上に努めるとともに、魅力的な図書館づくりを進めてまいります。

33. 子育て支援センターをふやす。

回答 59【担当課：こども政策課】

子育て支援センターなどの子育て支援施設につきましては、子育て支援・多世代交流の拠点である、わんぱく・みと、はみんぐぱく・みと、いきいき交流センターあかしあを核とし、親子の遊びや交流の場や育児相談等の窓口として、連携し事業展開を図っております。

子育て支援センターのさらなる設置につきましては、利用者ニーズ、地域バランス等を踏まえながら検討してまいります。

34. 児童虐待やDVの相談窓口と体制を拡充し機敏な対応をはかること。

回答 60【担当課：子育て支援課】

子ども家庭総合支援拠点及び配偶者暴力相談支援センターの体制強化を図り、令和2年4月からは係長1名、ケースワーカー4名、家庭児童相談員2名、心理担当支援員2名、女性相談員2名により、児童の養育・虐待に関する相談や女性相談・DV相談などへの対応を一体的に行っているところであります。

また、令和4年4月から児童福祉と母子保健を一体化した組織としてこども部を設置し、児童虐待への予防的な対応、個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など相談・支援体制の強化を図ってきたところでございます。

引き続き、児童相談所や茨城県警察、医師会、民間支援団体など幅広い関係機関・団体により構成される「水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会」のネットワークを活用し、児童虐待やDVに関する様々な問題への対応を図ってまいります。

35. 市奨学金（高校生35人程度、月6,000円、返済不要）を増額し、制度を知らせ対象者をふやす。

回答 61【担当課：学校管理課】

水戸市奨学金につきましては、水戸市奨学基金条例及び同条例施行規則に基づき、人物、学力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な生徒に対し、月額6,000円の奨学金を支給しているところであり、60名を上限としております。

その運用に当たりましては、水戸市奨学基金の運用益金を充てるものとしておりますが、現在は一般財源も充当して運用しているところであり、令和5年度の奨学生は26人でありますことから、今後とも、本奨学金制度のより一層の周知に努めてまいります。

36. いじめ・体罰・不適切指導から子どもの命と人権を守るため、子どもや保護者が相談しやすい環境をつくり、すみやかな情報共有と対応をすすめる。

回答 62【担当課：教育研究課、学校管理課】

本市におきましては、総合教育研究所内の「教育相談室」において、電話相談窓口（平日は午前9時から午後8時まで、土曜日は午前9時から午後5時まで）を設置し、児童生徒の悩みや不安に寄り添った相談事業に努めております。相談内容によっては、来所による定期相談を実施するなど、児童生徒に寄り添った教育相談を継続しております。

また、いじめに関する相談につきましても、総合教育研究所内にいじめ青少年相談電話（平日は午前9時から午後5時まで）を設置し、一人一人の悩みにしっかりと寄り添いながら対応しております。

今後とも、これらの相談窓口について、定期的に周知し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。（教育研究課）

教職員による体罰や不適切指導の相談があった際には、すみやかに担当部署間及び当該校と情報共有及び事実確認を行い、当該校に対し指導を行っております。（学校管理課）

【3】医療・福祉

1. 医療・保健所体制の拡充について

- ① 感染症拡大の際には、発熱外来を開設する医療機関や、感染症患者を受け入れる医療機関にすみやかに市独自の支援を行う。

回答 63【担当課：保健総務課】

本市におきましては、この度のコロナ禍において、国からの補助金等を活用し、感染患者の対応に協力する医療機関に対し、入院患者受入れやPCR検査等の推進に向けた支援のほか、感染症対応等の影響により、厳しい経営環境にある保険診療を行う医療機関の継続した運営を支援してきたところです。

次なる感染症等の感染拡大時における市独自補助の実施につきましては、財源確保が必要となることから、国の支援策の動向等に注視しながら、適切に判断してまいります。

- ② コロナ後遺症およびワクチン接種後の体調不良（後遺症）への支援を拡充する。希望する人への安全なワクチン接種を進めるとともに、接種後の有害事象について、原因の徹底究明と補償・救済を国に求める。

回答 64【担当課：保健予防課】

本県における罹患後症状の診療の流れとしましては、かかりつけ医等の医療機関での診療等を踏まえ、必要に応じて紹介状をもって罹患後症状外来実施医療機関（令和6年2月1日現在 市内23医療機関）で診療いただくこととなっております。

罹患後症状外来実施医療機関につきましては、県において取りまとめており、本市におきましては、保健所において保健師が患者の相談を受け、必要に応じて診療可能な医療機関を案内するなどの対応を行っているところです。

引き続き、罹患後症状に係る研究の進捗状況や国の動向等を注視し、県との密な情報共有を図りながら、患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。

新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年3月末で特例臨時接種を終了し、同年4月以降は、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、毎年秋冬に1回、定期接種として実施することが決定されております。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、同法に健康被害救済制度が設けられており、健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

引き続き、ワクチンの有効性及び安全性、さらには副反応に係る最新の情報について分かりやすく丁寧な情報発信に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、適正に対応してまいります。

③ 保健所の体制強化をすすめる。

回答 65【担当課：保健総務課】

本市保健所につきましては、市民一人一人の健康づくりや医療環境の充実のほか、感染症をはじめとする健康危機管理など、市民の健やかな暮らしを支えるための業務を行っており、この度のコロナ禍においても、大きな役割を果たしてきたところです。引き続き、保健所業務を円滑に推進していくための体制確保に努めるとともに、感染症拡大時や災害等緊急時に備えて、庁内各部署との連携体制を強化してまいります。

2. 国民健康保険について

① 国保会計の黒字の活用、一般会計からの繰り入れで、国保税を値下げする。

回答 66【担当課：国保年金課】

令和6年度の収支見込みにつきましては、県から示された国保事業費納付金の算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みであります。しかしながら、国保会計の黒字（繰越金）を計画的に活用することで、収入不足が解消され収支の均衡が図られることから、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みであります。

また、一般会計からの繰り入れについては、茨城県国民健康保険運営方針において、決算補填等を目的とした一般会計繰り入れ等の解消・削減について、実効性のある取組が定められていることから、これらに基づき、持続可能な国保運営が図られるよう、引き続き、国保財政の健全化に努めてまいります。

② 滞納世帯への差し押さえ、茨城租税債権管理機構への取り立ての委託を行わない。

回答 67【担当課：収税課】

将来にわたり本市の安定した行政サービスを提供するためには、持続可能な財政運営の確立を図ることが重要であると考えております。そのため、納税の原資となりうる財産があるにもかかわらず、納税をしない方に対しては、法令等に基づき差押等の適正な滞納処分を行っております。今後とも、納税者の生活状況等の正確な把握に努め、適切な徴収対策を推進してまいります。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては、度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や、滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの、広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており、引き続き、当該機構の専門的なノウハウを活用し、滞納事案の早期解消に努めてまいります。

③ 限度額引き上げを行わない。

回答 68【担当課：国保年金課】

賦課限度額の引き上げは、国において高所得層にも応分の負担を求め、中間所得層の負担軽減を図ることを目的に実施されます。本市におきましても、負担の公平性の観点から適切に対応してまいります。

3. 介護保険制度について

① 介護保険料を値下げする。減免制度を拡充する。

回答 69【担当課：介護保険課】

介護保険料につきましては、介護保険事業計画の策定に合わせて、推計した介護サービスの見込量等に基づいて、必要となる保険料を設定しております。今後の介護保険事業の運営に当たりまし

ては、給付の適正化に取り組むとともに、介護予防事業の充実により将来の介護給付費の抑制を図ることで、市民の保険料負担に配慮しながら、持続可能な事業運営に努めてまいります。

介護保険料の減免につきましては、被保険者が、災害等による損害を受けた場合のほか、病気、失業等により保険料の納付が困難であると認められる場合に実施しております。引き続き、介護保険料負担の公平性を踏まえた適正な減免制度の運用を行ってまいります。

- ② 特別養護老人ホームの食費・居住費の利用料について一定の貯金がある場合は減免対象外となったが、無収入および低収入の場合は減免を実施すること。

回答 70【担当課：介護保険課】

負担の公平性の観点から、利用者の所得及び資産の状況に応じて、国の基準に基づき御負担いただくものですので、今後とも法令に基づき措置してまいります。

- ③ 要支援1・要支援2につづき要介護1・2の高齢者も介護保険から外し、市町村の介護事業に移行しようとしている。専門的な介護を誰もが安心して受けられるようにすること。

回答 71【担当課：高齢福祉課】

法令に基づき保険事業を執行しているものであり、今後とも、国の制度改正の動向を把握しながら、引き続き、円滑な制度運営を図ってまいります。

なお、令和6年2月現在、御指摘のような制度改正について、国からの通知等はありません。

4. 後期高齢者医療について

- ① 75歳以上の医療費自己負担の2割への引き上げは撤回するよう国に求める。

回答 72【担当課：国保年金課】

団塊の世代が後期高齢者となることに伴い、医療費の増加による現役世代の負担増の軽減が課題となっておりました。後期高齢者の方にも負担能力に応じた窓口負担をいただくことにより、現役世代の保険料負担の上昇の抑制が図られ、制度が適正に運営されるものと考えております。

- ② 県広域連合に後期高齢者医療保険料の値下げを求める。

回答 73【担当課：国保年金課】

後期高齢者医療につきましては、現役世代の負担増の軽減を図ることを目的とした法改正が令和5年に行われ令和6年度から施行されるところです。施行に伴い保険料の上昇が見込まれますが、一定所得以下の方には制度改正の影響が及ばないように配慮され、また、所得がある方については激変緩和措置が講じられております。加えて、県広域連合においては保険料率の算定に際し基金を活用することを決定しており、保険料の上昇の抑制を図っているところです。

- ③ 低所得高齢者の保険料特例減免を復活するよう国に求める。

回答 74【担当課：国保年金課】

特例減免措置につきましては、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施された制度です。医療保険制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図るため、令和3年度に、負担能力に応じた本来の軽減割合に戻しております。

- ④ 保険料の滞納者に対する短期保険証の交付はやめ、正規の保険証を交付する。

回答 75【担当課：国保年金課】

短期保険証につきましては、保険料を完納している方との公平性を図ること及び滞納者との接触の機会を設け、きめ細かな納付相談を実施することを目的に交付しているものです。

今後とも、後期高齢者医療制度への理解を促しながら、その活用を図ってまいりたいと考えております。

5. 加齢性難聴者に対する補聴器購入への補助を創設する。

回答 76【担当課：高齢福祉課】

加齢性難聴者の補聴器購入への補助につきましては、加齢に伴い聞こえにくくなっている高齢者のコミュニケーションを確保し、日常生活の質をより良くするために必要なものであると認識しております。今後も引き続き国・県、他の自治体の動向を注視するとともに、補聴器についての正しい理解を深めるための周知啓発や難聴を早期発見する仕組み、活用できる財源の調査等を行いながら、総合的に検討してまいります。

6. インフルエンザワクチンの助成を増やす。

回答 77【担当課：保健予防課】

季節性インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の高齢者等を対象とした定期接種のほか、受験を控えた世代の応援及び子育て支援の一環として、1歳から高校3年生年齢相当の子どもを対象とした任意接種の費用の一部を公費にて助成しております。

助成額につきましては、他の予防接種への助成額とのバランスを考慮するとともに、周辺自治体の状況等を踏まえながら、必要に応じ検討してまいります。

7. 帯状疱疹ワクチン接種に助成を行う。

回答 78【担当課：保健予防課】

帯状疱疹ワクチンにつきましては、国の審議会等において定期接種化について議論を重ねている状況であります。本市といたしましては、引き続き国の動向を注視し、国の検討結果に応じて、必要な支援策等について検討してまいります。

8. リウマチ患者に対して市独自の難病見舞金を支給する。

回答 79【担当課：障害福祉課】

本市における難病患者への支援につきましては、茨城県が発行した指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対し、難病患者の経済的・精神的な負担を軽減し、その福祉の増進を図ることを目的に、月額3,000円を支給しております。

リウマチ疾患につきましては、悪性関節リウマチが、難病に指定されており、難病患者見舞金の対象となっております。

リウマチ患者に対する難病患者見舞金の支給につきましては、リウマチ疾患の症状や患者数、他の自治体の動向に注視しながら、検討してまいります。

9. 公立・公的病院の統廃合を中止するよう国に求める。水府病院の統廃合に市として反対する。

回答 80【担当課：保健総務課】

将来にわたり持続可能な水戸地域の医療提供体制を構築するためには、地域医療構想を着実に進めていくことが不可欠です。本市に立地する公立・公的医療機関等は、二次救急など地域において必要とされる医療を担ってきたところであり、地域医療構想の実現に当たっては、全国一律の基準により医療機関を評価するのではなく、地域の意見を踏まえながら、十分な協議を通して進めていただくよう国や県に働きかけてまいります。

10. 脳せき髄液減少症の実態を把握し、検査・治療できる医療機関を確保する。

回答 81【担当課：保健総務課】

脳せき髄液減少症は、頭頸部や全身へ衝撃が加わることにより、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛や目まい、吐き気など、様々な症状が複合的に発症する疾病であり、患者数などの実態については、指定難病に指定されていないことから、把握が困難な状況となっております。

現在、国や日本脊髄液漏出症学会において、研究が進められており、今後の研究の進捗によって、病態の解明や診療の発展とあわせ、診療可能な医療機関の増加が期待されているところです。

脳せき髄液減少症の検査や治療が可能な医療機関につきましては、県において取りまとめており、本市におきましては、保健所において保健師が患者の相談を受け、必要に応じて診療可能な医療機関を案内するなどの対応を行っているところでございます。

引き続き、今後の国や学会の動向に注視するとともに、県との密な情報共有を図りながら、患者一人一人への丁寧な対応に努めてまいります。

11. 生活保護について

- ① 生活保護の申請が増えており、申請の簡素化、迅速に受給を決定する。

回答 82【担当課：生活福祉課】

生活保護の申請があった場合、生活状況の調査や資産調査等を経て、原則的に14日間以内に保護の可否の判定を行うこととなっており、申請者の窮迫状態の程度に応じ、適宜保護の決定を行っているところです。引き続き申請者との十分な面接により困窮状況の把握を図り、適正な保護の実施に努めてまいります。

- ② 車の保有をみとめること。特に障害者の移動、通院、通勤、保育所送迎などを積極的に認めること。

回答 83【担当課：生活福祉課】

生活保護制度上、一定の要件を満たす場合には、自動車の保有や使用が認められることもあります。引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。

- ③ 就労指導について、受給者の持病などの健康状況を考慮せず、月5万円の目標やダブルワークなどの強要が行われている。本人の実情にあった指導にあらためる。

回答 84【担当課：生活福祉課】

就労指導におきましては、生活保護受給者の病状や就労経験等を考慮し、個々の稼働能力に応じた求人情報の提供や自立への支援を行っております。引き続き受給者の状況に応じた指導・相談を行ってまいります。

- ④ 扶養義務調査は中止すること。親・兄弟・子どもとの関係を悪化させ、生活保護を受けにくくしており、担当職員の訪問調査や収入明細書等の請求は行わないこと。

回答 85【担当課：生活福祉課】

扶養義務調査は、金銭的な援助ばかりでなく、生活保護利用者との交流継続または回復等の精神的な援助の可否について把握するものです。なお、「扶養義務履行が期待できない者」については、慎重な検討を行ったうえで、扶養照会を行わないものとしております。今後とも適正な扶養義務調査の実施に努めてまいります。

- ⑤ ケースワーカーを増員し、受給者にきめ細かい援助を行う。嘱託職員ではなく正職員を増員する。申請者や受給者の人格を傷つけることのないよう、ケースワーカーの対応を改善する。

回答 86【担当課：生活福祉課】

社会福祉法の規定により、生活保護ケースワーカーは生活保護世帯80世帯につき1名の配置が標準とされております。生活保護世帯数の推移を見ながら、標準数の配置に努めてまいります。正規職員につきましては、人事当局と協議しながら適正な配置に努めてまいります。

- ⑥ 母子加算の廃止は行わないよう国に求める。

回答 87【担当課：生活福祉課】

国の動向を注視しつつ、適正な生活保護の実施に努めてまいります。

- ⑦ 高校生が大学や専門学校に進学した場合、子どもは世帯分離され生活保護が受けられない。進学した子どもが生活保護を受給できるようにする。

回答 88【担当課：生活福祉課】

大学等に就学するものについては、すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力(稼働能力)の活用を図るべきであることから、生活保護上は世帯分離

措置によって取り扱っております。このことから、今後も、自立助長及び一般世帯等との均衡の観点からの配慮も行いながら、生活保護法に基づき適正な生活保護の実施に努めてまいります。

- ⑧ 高校生のアルバイト代は、修学旅行積立金、大学入学金、自動車免許取得費にあてることができ、収入認定されないことを対象世帯に周知徹底する。

回答 89【担当課：生活福祉課】

引き続き、対象世帯に対してお知らせの配布等により、高校生のアルバイト収入の取扱いを周知してまいります。

- ⑨ 夏季加算を実施するように国に求める。エアコンの購入費、設置費を補助する。

回答 90【担当課：生活福祉課】

エアコンの購入・設置費が支給対象とならない世帯につきましては、国の基準において、毎月の保護費のやり繰りにより賄うか、社会福祉協議会の生活福祉資金などを活用することとなっております。引き続き、貸付制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて家計管理への助言指導を行ってまいります。また支給対象の拡大等につきましては、機会を捉えて、国・県に働きかけてまいります。

12. 障がい福祉について

- ① 障がい者福祉施設（はげみ）の利用者の送迎を行うこと。

回答 91【担当課：障害福祉課】

「はげみ」におきましては、就労や日常生活に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練の一環として、利用者が、可能な限り、バスなどの公共交通機関や自転車、徒歩などを用いて通所できるよう、利用者の家族とともに支援しているところであります。

しかしながら、今般、バスに同乗して通所を支援していた利用者家族が高齢となり、その支援が困難になったことを受け、1名の利用者に対して、試験的に送迎サービスの提供を開始したところであります。

送迎サービスの実施につきましては、利用者及びその家族のニーズ、能力向上のための訓練としての位置付け、車両や人員の確保など、様々な観点からその実施の妥当性について、指定管理者である水戸市社会福祉協議会と研究してまいります。

- ② あけぼの学園の経営支援とサービス拡充を行い、廃止することなく存続する。

回答 92【担当課：障害福祉課】

あけぼの学園につきましては、利用者及び家族の要望を踏まえて存続するとともに、経営の安定に向けた指定管理者との協議等に努めてまいります。

- ③ 障がい福祉施設の増改築・改修に対する補助を実施すること。

回答 93【担当課：障害福祉課】

本市は、中核市への移行に伴い、社会福祉法人やNPO法人等が行う障害者福祉施設の整備に対する補助の実施主体となり、国の社会福祉施設等施設整備費補助事業を活用し、水戸市障害者福祉施設整備補助金交付要項等に基づき補助金を交付しております。

本市における障害者福祉施設の整備の基本的な考え方として、利用者の安全の確保を水戸市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に位置付けております。

この基本的な考え方を踏まえ本市におきましては、現在、門・フェンスなどの外構等の設置や修繕、110番に直結する非常通報装置や防犯カメラの設置工事、非常用自家発電設備の整備などについて、補助の対象事業として行っているところであります。

今後、福祉サービス利用者数の変動や福祉サービスの提供体制の変化等を踏まえ、障害者福祉施設の整備の基本的な考え方について、適宜、必要に応じて見直しを行ってまいります。

- ④ 障害者家族の高齢化で介護が困難になっており待機者が多い入所施設を増設すること。また、通院などの移動支援を拡充し経済的負担を軽減する。

回答 94【担当課：障害福祉課】

本市におきましては、令和2年8月には社会福祉法人経営の定員50名の入所施設、令和3年1月には社会福祉法人経営の定員40名の入所施設が開所しております。

また、既存の入所施設におきましても、重度障害者向けに増床した施設がございます。

入所施設の整備につきましては、茨城県の動向や施設需要の把握を引き続き努めてまいります。

また、移動支援に関しましては、単独で外出することが困難な障害者へ移動支援員を派遣する移動支援事業や在宅の重度障害者が通院などでタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する福祉タクシー券の交付等を実施しております。

引き続き、利用者のニーズの把握や他市町村の動向を注視し、移動支援について、適宜、必要に応じて見直しを行ってまいります。

- ⑤ 65歳以上の障害者が介護保険サービスだけでなく障害者福祉サービスを継続できるようにする。

回答 95【担当課：障害福祉課】

65歳以上の障害者が、要介護又は要支援状態となり、介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能な場合には、介護保険サービスを御利用いただくこととなります。

ただし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、必要としている支援内容が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断します。

また、サービスの内容及び機能から、障害福祉サービス固有のものとして認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）につきましては、当該障害福祉サービスの支給決定をしております。

なお、平成30年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律において、共生型サービスが創設され、障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を受けることで、65歳以上の障害者が同じ事業所で継続してサービスを利用することが可能になっております。

- ⑥ 身体障害者が機能訓練サービスを受けられる事業所が水戸市にないため、市がPT・OT・STを配置した訓練事業所を立ち上げる。

回答 96【担当課：障害福祉課】

身体障害者の機能訓練サービスにつきましては、市内に該当事業所はなく、障害種別におきましては肢体不自由が最も多いため、機能訓練には一定の需要が見込まれます。

機能訓練の充実に向け、関係機関との連携強化や情報提供体制の充実、通所施設等における供給体制の確保に努めてまいります。

- ⑦ 水戸飯富特別支援学校の教室不足・過密化・狭い校庭を改善すること、内原特別支援学校の通学時間の短縮、バスの増便を県に求めること。

回答 97【担当課：担当なし】

13. 特定健診、がん検診の料金を無料化する。

回答 98【担当課：地域保健課】

検診受診のきっかけづくりといたしまして、特定健診及び各種がん検診の開始年齢における個人負担金の無料化を実施しております。また、非課税世帯、生活保護受給者は無料となっております。

さらに、令和5年度からは、子宮頸がん検診及び乳がん検診の好発年齢期における無料化を開始するとともに、令和6年度からは、特定健診及び高齢者健診の個人負担金を大幅に減額し、市民負担の軽減と健診受診の機会拡大につなげ、さらなる受診率の向上を図る予定でございます。

一方で、持続可能な社会に向けては、一定の応分も必要と考えますので、今後とも取組の成果を検証し、関係団体と連携しながら、効果的な手法について検討してまいります。

14. 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。

回答 99【担当課：高齢福祉課】

特別養護老人ホームにつきましては、現在 26 施設 1,801 床が整備されております。

今後とも、本市における高齢者人口の推移や市民のニーズ、待機者の状況等を踏まえながら、整備について検討してまいります。

15. 介護職員確保のため市独自の賃金アップ、住宅家賃の補助を実施する。

回答 100【担当課：介護保険課】

介護職員の確保につきましては、介護職員の職場への定着が重要であることから、介護職員処遇改善加算を活用した職員給与の拡充による経済的な支援を中心に取り組んでまいります。あわせて、多くの方々に介護の仕事を選んでいただけるよう、介護職のイメージアップや安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。

16. はりきゅうマッサージの補助券（70 歳以上、1 回 1000 円、年間 5 枚）について、ひたちなか市（65 歳以上、1 回 1000 円、年間 15 枚）と同様に支給対象と枚数を拡充する。

回答 101【担当課：高齢福祉課】

本市のはりきゅうマッサージの補助券は、令和 3 年度の交付人数 1,423 人に対して利用枚数 3,806 枚、令和 4 年度の交付人数 1,449 人に対して利用枚数 3,881 枚となっております。お一人当たりの平均利用枚数は 2.7 枚となっており、利用者のニーズは満たしていると考えております。

なお、ひたちなか市におきましては、「利用者数の減少」及び「視覚障害者の雇用促進を目的としていたところ 6 割以上がその他の事業者」という理由で令和 2 年度をもって事業を廃止しております。

本市におきましては、引き続きより多くの高齢者が利用できるよう周知に努めてまいります。

17. いきいき交流センターについて

- ① 講座などの充実を図る。講座運営予算を増額する。

回答 102【担当課：高齢福祉課】

いきいき交流センターにおきましては、高齢者の健康づくりやレクリエーション活動を通じた生きがいづくりを進めるとともに、健康講座や多世代交流事業を展開しながら、多様な活動の場を提供し、多くの高齢者の方々に御利用いただいております。

今後とも、利用者ニーズの把握に努めながら、講座の運営が充実したものとなるよう取り組んでまいります。

- ② 施設の老朽化対策、設備の補修・修繕は速やかに行うこと。

回答 103【担当課：高齢福祉課】

老朽化が進行している施設の安全性及び利便性を確保するため、長寿命化改修を実施するとともに、老朽化した設備の改修につきましては、緊急性や安全性等を考慮しながら、順次対応しております。

なお、各センターに設置されている老朽化している電位治療器につきましては、令和 4 年度から 3 年計画で更新しております。

- ③ お風呂の無料化を復活する。

回答 104【担当課：高齢福祉課】

入浴施設使用料につきましては、水戸市使用料等審議会の答申を受け、受益者負担の適正化の観点から有料化を行いました。今後とも、市民サービスの向上並びに運営コストの削減等に努めながら、多くの皆様に親しまれる施設運営を進めてまいります。

- ④ 駐車場の安全な動線を確保する。

回答 105【担当課：高齢福祉課】

いきいき交流センターの駐車場につきましては、案内表示の設置や、白線の塗り替えなど、利用者が安心して利用できるよう努めております。今後とも、必要に応じて、さらなる安全対策を検討してまいります。

18. 消防・救急の充実について

- ① 老朽化した城東出張所の改築、水害で浸水した飯富出張所の早期移転改築をすすめる。

回答 106【担当課：消防総務課】

城東出張所につきましては、第7次総合計画の前期5か年の事業に改築工事に着手することが位置付けられておりますので、着実な推進に向け準備を進めてまいります。

また、飯富出張所につきましては、令和元年東日本台風の復旧工事に伴い、施設や設備を改修していることから、当分の間、改修等の予定はございませんが、飯富出張所付近は、国の治水対策において、遊水機能の確保・向上を検討する地域として位置付けられていることから、国の動向を注視してまいります。

- ② 「消防力の指針」にもとづき消防職員を増員する。新型コロナやインフルエンザへの感染予防対策の充実、救急隊員の休憩確保、年次休暇の取得など、勤務体制や職場環境の改善をはかる。

回答 107【担当課：消防総務課】

本市消防局におきましては、職員定数 342 名であり、毎日勤務者による事務業務とともに、隔日勤務者により、消防隊 11 隊、救急隊 10 隊（DC 隊を含む。）、救助隊 2 隊などを 24 時間体制で運用しております。現在、救急需要の増大や定年延長に伴う高齢期職員の担当業務など、課題がありますことから、必要となる職員の定数や配置について、検討を進めてまいります。

感染症の対策につきましては、新たに殺菌効果の高い消毒剤の導入、活動時の二次感染防止のための搬送資器材、感染防護衣の整備を推進するほか、安全衛生委員会等において、職場内での感染防止策等を検証するなど、ハード・ソフトの両面により対策の充実・強化に取り組んでいるところでございます。

職場環境等の改善につきましては、令和2年度から前倒し採用を取り入れ、翌年度に定年退職する人数分を新規採用することで業務の効率化を進めるなど、より年次休暇等を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。また、休憩時間に火災や救急出動があったときには、帰庁後、休憩時間を繰り下げて休憩できる環境を整えるなど、職員の負担軽減に努めながら、万全の出動体制を構築しております。

- ③ 人工呼吸器や特殊な器具を使用している在宅療法継続者の住所、状態、掛かりつけの医師などを救急隊が把握し、そのデータを登録しておく「特定在宅療法継続登録制度」を実施し、登録データを迅速な救急搬送や適切な応急処置に活かすこと。

回答 108【担当課：救急課】

在宅療法につきましては、患者が自宅において特定の医療的ケアや治療を受けるものであり、日頃から医師や看護師による定期的な訪問、必要な医療機器や薬の提供が行われています。

在宅療法継続者から救急要請があった場合、救急隊は家族等から傷病者情報を聴取し、必要に応じて、担当の医師や看護師と連携を図りながら対応しているところでございます。

特定在宅療法継続者の登録制度につきましては、今後、関係部署と検討してまいります。

- ④ 医学生への奨学金は小児科・産婦人科・救急科以外を志望する学生へ対象を拡大する。

回答 109【担当課：保健総務課】

医師修学資金貸与事業につきましては、地域で必要性が高く、優先的に医師確保が必要な診療科として、深刻な医師不足が課題となっている小児科・産婦人科・救急科を対象に推進してきたところでございます。

この度、2024年から施行される医師の働き方改革による影響や今後の医療需要の変化など、本市の医療を取り巻く状況等を見据え、対象診療科を含め本事業の拡充を予定しております。

19. 動物愛護センターについて

- ① 畜犬登録の徹底。飼い犬・飼い猫の迷子札装着を徹底し、市内の犬猫の所在把握をすすめ、迷い犬猫の速やかな返還につなげること。

回答 110 【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、飼い主が犬の登録を怠っている事実を確認した場合は、狂犬病予防法に基づき、速やかに登録を行うとともに、交付した鑑札に加えて注射済票を首輪等に装着するよう指導を徹底しております。

また、令和4年6月から販売業者が所有する犬猫に装着及び登録が義務付けられたマイクロチップにつきましては、迷子対策として有効とされていることから、一般の飼い主が所有する犬猫に対しても装着等が広く普及するよう啓発を図っているところです。

今後とも、迷子になった犬猫が1日でも早く飼い主の元に戻れるよう、ホームページ等を通じた迷い犬猫の分かりやすい情報発信に努めるとともに、関係団体等と連携しながら、マイクロチップの普及推進や法令遵守の徹底を図ってまいります。

- ② 愛護センターでの集団不妊・去勢手術を定期的実施すること。収容動物を減らすため、市民への啓発をすすめること。

回答 111 【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を防止するため、開業獣医師やボランティアとの連携により、動物愛護センターにおいて集団不妊去勢手術を実施するほか、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への補助を行っております。

また、犬猫の飼い主に対しましては、最後まで責任をもって適正に飼養できるよう、望まない出産の防止のほか、病気の予防や問題行動の抑制などに効果がある不妊去勢手術への理解促進に努めるとともに、飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術の補助金の活用を案内しております。

今度とも、望まない出産等による動物愛護センターに収容される犬猫を減らすため、開業獣医師やボランティアと連携しながら、より一層の不妊去勢手術への理解促進を図るとともに、不妊去勢手術の取組を推進してまいります。

- ③ 地域猫活動の推進、飼い主のいない猫への支援の拡充。

回答 112 【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖による生活環境の悪化を防止するとともに、不幸な猫を増やさないために、住民が主体となって地域に住み着いた猫の不妊去勢手術を実施し、餌や排泄物を管理する、いわゆる「地域猫活動」に取り組む地域に対して、動物愛護センターにおいて不妊去勢手術を実施するなどの支援を行っております。

また、開業獣医師やボランティアとの連携により、動物愛護センターにおいて、飼い主のいない猫の一斉不妊去勢手術を実施するほか、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた方への手術費用の補助を行っております。

今後とも、ボランティアとの連携を強化し、住民主体による飼い主のいない猫の取組への支援の充実を図りながら、飼い主のいない猫と地域住民が共生する環境づくりを進めてまいります。

- ④ 多頭飼育崩壊や虐待事案への速やかな対応と未然防止のための情報発信・啓発の強化。

回答 113 【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、犬又は猫を計10頭以上所有する飼い主に対して多頭飼養の届出を義務付けており、飼育崩壊の未然防止のために、不妊去勢手術の実施をはじめ、適正飼養の指導等を行っております。

また、市民等から動物の虐待を疑う事案の通報を受けた場合は、動物愛護センターにおいて速やかに現地調査を実施し、虐待の蓋然性が高い場合は警察署と連携しながら、行為者に対する是正を指導するなど厳正に対処しております。

今後とも、多頭飼養の届出制度の周知徹底や愛護動物に対する虐待等の未然防止のため、イベント等を通じて動物愛護や適正飼養について啓発活動に努めてまいります。

- ⑤ 譲渡事業の推進と殺処分ゼロの継続。犬の係留義務違反、動物の遺棄に対する厳しい指導を進めること。

回答 114【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、動物愛護センターに收容された犬猫の尊い命を繋ぐため、ホームページによる動画配信や譲渡会の開催等を通じて、譲渡犬猫の魅力を積極的に発信しながら、適正に飼養できる里親への譲渡に尽力しております。

また、センターに收容される犬猫を削減するため、飼い犬の係留義務の違反のほか、動物の遺棄などの法令違反者に対しましては、警察署と連携しながら是正を指導するなど、厳正に対処しているところです。

今後とも、適正飼養の推進や法令遵守の徹底を図り、收容される犬猫の削減に努めるとともに、施設外に出向いての譲渡会を積極的に開催し、より一層の譲渡を推進しながら、殺処分ゼロの継続を目指してまいります。

- ⑥ 子どもたちに動物愛護の学習機会を増やすこと。ボランティアの育成および市民と愛護センターとの連携をすすめること。

回答 115【担当課：保健衛生課】

本市におきましては、未来を担う子どもたちが動物とのふれあいを通じて、命の尊さや愛情を持ったふれあい方を学ぶための機会づくりとして、親子で参加する動物愛護センター親子見学会のほか、動物愛護センター職員が保護犬と同伴で小学校に出向いて実施するふれあい教室などを開催しております。

また、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を防止するとともに、不幸な猫を増やさないために、ボランティアや地域住民と連携しながら、地域猫活動などの取組を推進しているところです。

今後とも、教育部との連携により、動物とのふれあいを通じた子どもたちの情操教育に積極的に取り組むとともに、ボランティアの育成を図りながら、ボランティアや市民との協働による動物愛護の取組をより一層推進し、人と動物が共生する環境づくりを進めてまいります。

【4】くらし・経済

1. 市民会館の運営について

- ① 指定管理者制度ではなく、将来的に市直営で維持管理運営をしていくこと。
- ・ 指定管理料の適正な縮減および経費等の透明性を確保すること。
 - ・ 指定管理者と市担当課との連携を密にし、市職員の専門性を向上させること。

回答 116【担当課：新市民会館整備課】

水戸市民会館につきましては、指定管理者制度を導入することによって、興行主催者等との多彩なネットワークを活用し、魅力的な事業を積極的に誘致することが可能となり、市民に多様な芸術文化の鑑賞機会を提供することが期待できます。また、専門的なノウハウにより市民の芸術文化活動の支援が図られるとともに、稼働率向上や専門的人材の活用など、効率的な運営を図ることができます。

なお、令和3年3月の第1回市議会定例会において、指定管理者制度を導入する内容を含む水戸市民会館条例が議決されております。

市民会館の維持管理につきましては、中長期の修繕計画を策定し、効率的な維持保全を図るなど、維持管理費の削減に努めます。

市担当課は、指定管理者と定期的に打合せを行うとともに、適宜水戸市民会館の運営等について協議するなど、情報共有を図っており、引き続き、指定管理者と連携して、適切な施設の管理に努めてまいります。

- ② 市民が利用しやすい施設にすること。
- ・ 利用料金の見直し（営利と市民利用で、価格帯を分離する）。

- ・施設内の動線の見直しと改善、来館者へのわかりやすい案内表示とする。
- ・各室の使い勝手を利用者や市民の意見を取り入れて改善する。

回答 117【担当課：新市民会館整備課】

水戸市民会館の利用料金につきましては、徴収する入場料の額により利用料金の額を変えております。また、本市としましては多くの皆様に施設を利用していただきたいと考えていることから、指定管理者と協議し、市民向けの割引サービス等を提供しております。

館内には、備付けのサインやトイレ等の場所を案内する看板を設置しております。催事が行われている施設については、デジタルサイネージで催事名や場所を表示するとともに、館内には当該施設への案内看板も設置しております。

水戸市民会館利用者へのアンケート調査等を随時行っており、いただいた御意見を踏まえて、施設の運営等の改善を図り、より利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

③ 市民会館脇の上市 189 線と 50 号との交叉点に右折矢印信号を設置する。

回答 118【担当課：生活安全課】

令和 5 年 7 月に、泉町 1 丁目に水戸市民会館が開館したことで、従来は国道 50 号市民会館前交差点から水戸芸術館方面への一方通行であった市道上市 189 号線の拡幅と対面通行化がなされ、水戸芸術館側から国道 50 号線方面にも車両が通行できるようになり、利便性が向上したことで交通量が増加していると認識しております。当該交差点については、国道 50 号線には右折矢印があるものの、市道上市 189 号線には右折矢印が無いことから、右折車両の交通量等を調査の上、信号を管轄する水戸警察署に右折矢印の設置を要望してまいります。

2. 交通政策について

① 水都タクシーの充実（料金引下げ、乗降場所の増設）を行う。

回答 119【担当課：交通政策課】

本市におきましては、「水戸市公共交通基本計画」に基づき、路線バスの多い既成市街地では、路線バスの利用促進を、公共交通の空白地区では、水都（すいっと）タクシーを運行することで、中心市街地と郊外部の移動を円滑にする交通体系づくりを行っております。

令和 4 年 10 月には、比較的利用者数の少ない昼間時間帯において、近隣地区への移動に利用する場合の料金を、通常半額の片道 500 円に引き下げをいたしました。また、各地区の最寄りの金融機関を指定目的地に加えるなど、改善を図っているところであります。

乗降場所につきましては、利用者アンケートや利用実績等を踏まえ、地区会役員等と協議しながら毎年度見直しを図っております。今後とも各地区のニーズの把握に努めながら、利便性の高い移動手段になるよう努めてまいります。

② タクシー代を補助するタクシー券を支給する。

回答 120【担当課：交通政策課】

本市におきましては、全ての人が安心して移動できる交通体系の実現のため、水戸市公共交通基本計画に基づき、都市核、既成市街地及び郊外部の各エリアのニーズに応じた、公共交通サービスを提供する施策を推進しております。

交通のメインであるバス路線の維持に努めるとともに、公共交通の少ない郊外部における市民の足の確保策として、低廉な負担で利用できる水都（すいっと）タクシーを運行しており、その利用促進に努めてまいります。

③ 運転免許返納者への支援策を実施する。

回答 121【担当課：交通政策課、生活安全課】

本市におきましては、運転免許証を自主的に返納された方だけでなく、もともと運転免許証を保有していない方も含め、全ての人が安心して移動できる交通体系の実現を目指し、路線バス等の公共交通機関を利用しやすくするための施策に取り組んでおります。

具体的には、バス路線の再編を進めるとともに、移動手段の少ない地区では、水都（すいっと）タクシーを導入することで、過度な行政負担を前提としない、持続可能な移動手段の確保に努めてまいります。（交通政策課）

運転免許の返納者につきましては、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の高齢者に限り、民間事業者による様々なサービスが利用できる、運転免許自主返納サポート事業（県事業）を活用いただけるよう案内を行ってまいります。（生活安全課）

④ まちなかシェアサイクル「みとちやり」のサイクルステーションを増設する。

回答 122 【担当課：交通政策課】

シェアサイクルにつきましては、令和5年4月の事業開始以降、利用状況や利用者等からの要望を踏まえ、サイクルポートを増設するなど、利便性の向上に努めているところであります。

シェアサイクルの利用状況につきましては、自転車に搭載されている機器により、走行時間や経路、立ち寄り場所などの情報を把握することができることから、それらの状況を踏まえ、令和6年度以降、事業エリアの拡大について検討してまいります。

⑤ 高齢者がバス利用時のシルバーパス制度を導入する。地域コミュニティバスを実施する。

回答 123 【担当課：交通政策課】

現在、各バス事業者におきまして、高齢者向けのお得なフリーパスを発行しておりますので、その周知を強化してまいります。

コミュニティバスにつきましては、運行している近隣の市町村もございしますが、過度な行政負担が大きな課題となっていることから、本市におきましては、バス路線の再編や水都（すいっと）タクシーなどにより、既存の交通資源を最大限に活用することで、利便性の高い公共交通を構築してまいります。

⑥ 水戸駅・赤塚駅・内原駅に転落事故防止のためホームドア設置をJRに求める。

回答 124 【担当課：交通政策課】

JR東日本では、ホームドア整備計画を策定し、2031（令和13）年度末頃までに東京圏在来線の主要路線において、ホームドアの導入を進めているところです。当該計画には、市内各駅が含まれていないことから、本市におきましては、市内各駅の利用状況や実態の把握に努めながら、ホームドアの設置についてJR東日本への要望を検討してまいります。

⑦ バス停（浜田たいらや店前、下市イオン店前、見川一周館前など）に屋根とベンチを設置する。

回答 125 【担当課：交通政策課】

水戸市バリアフリー基本構想では、水戸駅周辺を重点整備地区とし、屋根やベンチを設置し、バス待ち環境の向上を図ることを施策の一つとしております。重点整備地区に含まれないその他のバス停につきましては、引き続き、バス事業者と連携を図りながら、状況を把握し、安心してバスを利用していただける環境づくりに努めてまいります。

⑧ 周辺に明かりがなく利用する市民に防犯上の不安があるバス停に照明を設置する。

回答 126 【担当課：交通政策課】

バス停の維持管理はバス会社が行うものであり、本市におきましては、バス事業者と連携を図りながら、状況を把握し、安心してバスを利用していただける環境づくりに努めているところです。

周辺に明かりがなく利用する市民に防犯上の不安があるバス停については、照明設置について、バス会社に要望してまいります。

⑨ まちなかの劣化しサビだらけの歩道橋（大工町・南町など）を補修・改修すること。

回答 127 【担当課：建設計画課】

御要望の国道及び県道に架かる歩道橋につきましては、各管理者により定期的に点検業務を行っているとのことでありますので、引き続き適切な維持管理を行っていただくよう各管理者に働きかけてまいります。

なお、水戸市道に架かる歩道橋等につきましては、水戸市橋梁長寿命化修繕計画に基づき順次維持修繕を進めておりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3. 熱中症対策として高齢者世帯、低所得世帯に対し、エアコンの購入費・設置費を助成する。

回答 128【担当課：生活福祉課】

引き続き、国・県の動向を注視するとともに、他市の事例なども参考にしながら検討してまいります。

4. 職員定数をふやし過重労働・長時間労働を改善する。メンタルヘルス対策を充実し働きやすい職場環境をつくる。市職員の約4割を占める会計年度任用職員の処遇を改善し正職員化を進める。

回答 129【担当課：行政経営課、人事課】

厳しい行財政環境の中、義務的経費の抑制は大きな課題となっており、財政の硬直化を防ぐため、市民サービスの維持・向上に十分配慮しながら、民間活力の活用や事務の効率化を図り、職員定数の適正化を進めてきました。今後とも、新たな行政需要を踏まえながら、簡素で機能的な組織・機構の編成に努めるとともに、職員定数の適正管理を図ってまいります。(行政経営課)

メンタルヘルス対策につきましては、全職員に実施しているストレスチェックの分析結果を活用した職場環境改善に関する研修や産業医及び精神科健康管理医などの健康管理スタッフによる支援などを通じ、所属長を含めた職場全体として心身の健康を意識する職場づくりを進めるなど、予防と再発防止の両面からメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでまいります。

令和2年度から導入された会計年度任用職員制度につきましては、任用しようとする職に必要な資格や職務経験などを踏まえて給与水準を決定し、一定の基準に基づき期末手当を支給しており、令和6年度については勤勉手当の支給開始に向けて準備を進めているところです。このほか、休暇等については国の制度に準拠した適切な設定を行っているところであり、これまで、産前産後休暇の有給化を始めとして、不妊治療休暇の新設、看護休暇の有給化、育児休業及び育児部分休業の取得要件の緩和等の処遇改善を図ってきたところであり、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

なお、職員の任用につきましては、地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため、本市におきましては、競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては、職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。(人事課)

5. 行革プランは抜本の見直しを行う。学校給食、公設市場、市民センター、道路補修、家庭ごみ収集運搬などの民間委託は行わない。

回答 130【担当課：行政経営課】

人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境の変化に対応するとともに、第6次総合計画の各種施策を推進するためには、行政運営の効率化を図るなど、一層の行財政改革に取り組む必要があります。本市におきましては、複雑・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの質を向上させるため、安定した行財政基盤を構築すること、限られた資源を有効活用すること、そしてこれらを担う人材を育成することが必要であることから、平成27年度に行財政改革プラン2016を策定し、実施項目を推進しているところです。また、現行の行財政改革プラン2016の計画期間が令和5年度で最終年度を迎えることから、第7次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、市政の重要政策を着実に推進し、市民福祉の増進を図ることができるよう、最少の経費で最大の効果を挙げるための新たなプランの策定作業を進めております。

事務事業や公の施設の管理運営につきましては、民間の知恵とアイデアの活用による市民サービスの維持・向上及びコストの削減の可能性について十分な検討を行い、民間活力の活用を図ってまいります。

6. 収税行政について、生活実態にあった分納を認め、年金や給料等からの強権的な取り立てはやめる。失業・倒産・病気などによる滞納の場合は延滞金を減免する。厳しい取立てで自殺者まで出している茨城租税債権管理機構への委託は行わない。

回答 131【担当課：収税課】

差押えにつきましては、税の公平性の観点から、財産調査により納税の原資となりうる財産があるにもかかわらず納税に応じない方に対し、地方税法や国税徴収法の規定に基づき行っております。一方で、一括納付が困難な方に対しましては、生活状況等を踏まえながら、引き続き丁寧な相談に努めてまいります。

延滞金につきましては、納期限内に納付された方との公平を期すための制度であり、原則として延滞金全額を納付していただくものです。しかしながら、災害や病気、失職などでやむを得ない事情があり、納期限までの納付が困難と認められる場合には、減免申請を受け付けております。

茨城租税債権管理機構への委託につきましては、回答No.67でもお答えしたとおり、度重なる納税折衝にもかかわらず徴収が困難となっている大口滞納者や、滞納者の財産上に複雑な利害関係が生じているもの、広域的な財産調査が必要なものなど市単独では徴収が困難なものを対象としており、引き続き、当該機構の専門的なノウハウを活用し、滞納事案の早期解消に努めてまいります。

7. マイナンバー制度について、頻発する個人情報の流出や国家の国民監視につながるマイナンバーカードと保険証や免許証、銀行口座など個人情報との紐づけや運用は、市民の安心安全を守る観点から行わないこと。市職員にマイナンバーカードの取得を強制しない。

回答 132【担当課：デジタルイノベーション課、人事課】

マイナンバー制度に係る市町村の事務につきましては、関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

また、令和3年10月からマイナンバーカードを健康保険証としての利用が可能となったことにより、医療費に関する手続が便利になるなど、市民の利便性の向上が図られており、更なる推進に努めてまいります。

セキュリティ対策につきましては、国におきまして十分な措置が講じられており、引き続き、国及び茨城県と連携を図るとともに、本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し、情報漏洩の無いように努めてまいります。(デジタルイノベーション課)

本市の職員に対し、マイナンバーカードの取得を強制することはいたしません。(人事課)

8. ジェンダー平等社会実現の施策を推進する。
市役所の女性管理職の積極的登用、産休育休の取得、臨時・嘱託など非正規職員の正職員化をはじめ男女ともに働きやすい職場への改善をすすめる。

回答 133【担当課：男女平等参画課、人事課】

ジェンダー平等社会実現の施策の推進につきましては、「水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)」に基づき、市民、事業者及び関係機関等と連携しながら多岐にわたる施策を総合的に推進しております。現在策定を進めております第4次計画におきましても、引き続きジェンダー平等社会の実現に向けた意識の醸成と行動の促進に努めるとともに、性別にかかわらず活躍できる就業環境づくりに向けての取組を推進してまいります。(男女平等参画課)

女性管理職の登用につきましては、今後とも、女性職員がその能力を最大限に発揮できるよう、適正な人事配置や能力開発、キャリア形成支援等を図るとともに、将来的に管理職を担う人材を計画的に確保できるよう、女性職員を係長等に積極的に登用するなど、人材の裾野拡大に努めてまいります。

産休育休の取得につきましては、近年は、男性職員の育児休業について、産後パパ育休制度や育児休業の分割取得制度など育児休業法に基づく制度の整備のほか、積極的な制度周知に努めてきたところであり、取得率も向上しております。今後は、長期間の取得についても促進してまいります。

さらに、超過勤務の縮減や柔軟な働き方を推進し、組織全体でワーク・ライフ・バランスの実現を図ることにより、全ての職員が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めてまいります。

なお、職員の任用につきましては、地方公務員法において受験成績等の能力の実証により行わなければならない旨が記されているため、本市におきましては、競争試験による職員採用を実施しております。会計年度任用職員であるものを正職員に任用することにつきましては、職員採用試験を経なければならないことを御理解願います。(人事課)

9. 男女差別の相談やLGBT等性的マイノリティの方への相談体制をさらに充実する。

回答 134【担当課：男女平等参画課】

男女差別の相談につきましては、「男女平等参画を阻害する問題に関する相談」として、電話や面接等において随時受付しております。また、電話による「女性のための労働相談」を月1回実施しております。

性的マイノリティに関する相談につきましては、月1回の電話相談と合わせて、Eメールによる相談受付も随時行っております。さらに、県などの関係機関と連携しながら相談窓口の充実を図っております。

今後とも、相談者が安心して相談でき、1日でも早い解決に導けるよう、専門相談員等を配置するなど効果的な手法の検討を行い、各相談体制の充実に努めてまいります。

10. 街路灯の電気代の町内会負担をやめ、設置も含めて市が管理すること。

回答 135【担当課：生活安全課】

安全なまちづくりのためには、個人からの要望により設置する仕組みではなく、地域の皆様による話し合いのうえで、補助金を活用いただき、地域の実態に即した防犯灯を設置・管理していただくことが公平公正な取組になるものと考えております。

そのうえで、電気料金が增加する中、町内会等の負担軽減を図るため、本定例会へ提案した令和6年度当初予算において、補助金を増額することといたしました。

今後とも、町内会・自治会の加入促進策を推進するとともに、地域の皆様の御意見を伺いながら、段階的に維持管理費の負担軽減を図る等の対策を含めた検討を進め、持続可能な補助制度を構築してまいります。

11. 市営住宅について

① 単身者や若い世帯が入居できるように入居条件を見直す。

回答 136【担当課：住宅政策課】

単身者の入居につきましては、一般世帯の入居要件に加えて、年齢が60歳以上であること等が必要となっているとともに、入居可能な住戸は床面積が50㎡以下のもののみとなっており、入居希望者のニーズに対応しきれない場合がございます。また、市営住宅においては、空き家の増加や入居者の高齢化に伴い、自治会の運営に携わる役員の担い手不足といった新たな問題が生じていることから、他の自治体の事例を参考にしながら、単身者の入居要件等について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

② 駐車場料金を無料にする。2台目の割引を実施する。

回答 137【担当課：住宅政策課】

市営住宅の駐車場使用料につきましては、駐車場を利用する方としない方との負担の公平性を確保する観点から無料化及び割引は困難であり、近隣の民間駐車場と比較しましても、低廉な金額設定となっておりますので、これまでどおり駐車場1区画につき2,100円の御負担をいただいております。

③ 河和田市営住宅の改築計画を中止せず速やかに実施する。

回答 138 【担当課：住宅政策課】

河和田住宅の改築計画につきましては、平成 30 年 3 月に策定した「水戸市公営住宅長寿命化計画（第 2 次）」等に基づき、10 棟 300 戸の建て替えを方針とする中で、年次的に計画的な建替えを進めてきたところであり、令和 2 年度に完成した第 9 期の建て替えをもって、5 棟 150 戸の整備が完了しております。本長寿命化計画では、概ね 5 年を経過した時点で見直しを行うこととしており、現在、将来的な人口減少や社会情勢の変化に加え、県営住宅や民間住宅の供給戸数なども勘案した上で見直しを進めており、河和田住宅につきましても、その中で方針を決定してまいりたいと考えております。

④ 集会所などをクールシェアリングの場として利用できるようエアコンを設置する。

回答 139 【担当課：住宅政策課】

市営住宅には、現在 19 か所の集会所があり、そのうち 10 か所にエアコンが設置されております。自治会等が設置したものが 9 か所、市が設置したものが 1 か所となっており、電気代や維持管理費については、全て自治会の負担となっております。

エアコンが設置されていない集会所については、近年における温暖化の進行や熱中症対策を勘案するとともに、自治会からの御要望等を踏まえた上で、エアコン設置のあり方について検討を進めてまいります。

⑤ 家賃減免制度を広く知らせ、対象者に積極的に適用する。

回答 140 【担当課：住宅政策課】

減免制度につきましては、令和 2 年 7 月 1 日の制度改正後、市営住宅の入居者に対し、定期的に制度に関する案内を送付しております。今後とも減免制度を広く周知し、対象者への制度の適用に努めてまいりたいと考えております。

⑥ 市営河和田住宅のハト被害防止対策を進める。空き家のベランダに防止網を設置する。

回答 141 【担当課：住宅政策課】

河和田住宅におきましては、これまで、自治会の御協力をいただきながら、空き室のベランダや階段などの共有スペースにハトの侵入を防ぐ防護ネットの設置や、高周波を活用したハト対策を講じた経緯があり、一定の効果がございました。ハト対策は、ハトに安全な場所と認知されないよう、繰り返し追い払うこと、餌を与えないこと、ベランダ等を清潔に保つことが基本であり、今後とも、指定管理者である茨城県住宅管理センター及び自治会との連携を密に図りながら、粘り強く対策を講じてまいりたいと考えております。

⑦ 風呂釜と浴槽未設置の住宅に速やかに設置する。

回答 142 【担当課：住宅政策課】

風呂釜等の設置につきましては、平成 30 年 3 月に策定した「水戸市公営住宅長寿命化計画（第 2 次）」において設置方針を定め、現在、河和田住宅の 3 階以上の住宅に新たに入居する方に対して、市の負担により風呂釜等を整備しております。また、令和 5 年度から、退去時に安全性を確認した風呂釜等については、新たに入居する方にお使いいただけるよう、残置を認めることといたしました。

これらの取組は、入居時に発生する入居者の負担軽減につながるのと同時に、入居率の向上に寄与するものと考えられることから、今後とも、財政状況等を勘案しながら、対象の拡大について検討を進めてまいりたいと考えております。

⑧ エレベーター未設置の市営住宅に、外付けエレベーターを設置する。

回答 143 【担当課：住宅政策課】

エレベーターの設置につきましては、先進事例の調査研究を行うとともに、建物構造、コスト、補助制度、入居率、費用対効果など、様々な観点から十分な検討を行った上で方針を決定してまいりたいと考えております。

- ⑨ 申請にかかわらず全ての階段に手すりを設置する。

回答 144【担当課：住宅政策課】

階段への手すりの設置につきましては、これまで、長寿命化型改修工事の中で計画的に実施するほか、緊急性の高い場合は入居者からの申請に基づき対応しているところであり、引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

- ⑩ 老朽化した市営住宅の改修・改築をすすめ、約500もの空き室に入居できるよう改善する。

回答 145【担当課：住宅政策課】

老朽化した市営住宅につきましては、平成30年3月に策定した「水戸市公営住宅長寿命化計画（第2次）」に基づき、改修・改築を進めており、外壁改修、屋上防水、給水管の改修等を行うことで、入居者の安全・安心の確保を図り、空室への入居を促進してまいりたいと考えております。

- ⑪ 強制退去を求める裁判を中止し生活実態にあった家賃分納を認める。

回答 146【担当課：住宅政策課】

市営住宅の家賃等の納付につきましては、支払いが困難な入居者に対して、家計を過度に圧迫することのないよう、分納や減免を認めるなどの配慮をしております。しかしながら、再三の催告にもかかわらず納付の意思が見られない一部の悪質滞納者につきましては、負担の公平性の観点から滞納家賃等の支払い及び住宅等の明渡しを求める訴えの提起を行うこととしております。

- ⑫ 連帯保証人に滞納家賃の支払を求めない。2020年4月以前の連帯保証人を債務の有無にかかわらず解除・廃止する。

回答 147【担当課：住宅政策課】

連帯保証人は、入居時の誓約書に基づき、入居者が家賃等を滞納したときに、入居者と連帯してその債務を負担しなければならないとされていることから、連帯保証人に対し滞納家賃等の支払いを求めております。

なお、債務がない入居者の連帯保証人につきましては、入居者等からの申し出により連帯保証人を解除し、緊急連絡先へ変更する申し出に応じております。

12. 空き家・空き地などの対策について

- ① 改正・空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行にともない、特定空き家の対応強化、管理不全空き家に対する活用や悪化防止を働きかける。

回答 148【担当課：生活安全課】

適正な管理がされていない空家等につきましては、所有者等に対し、安全対策を含めた管理について、粘り強く助言指導などを行っているところであります。

今回の特措法改正に伴い新設された管理不全空家等につきましては、所有者への制度説明を適切に行う等、助言指導を強化しているところであります。

今後とも市民の皆様が安全で安心して生活できるよう、快適な生活環境づくりに取り組んでまいります。

- ② 空き家対策特別措置法に基づき行政代執行も含め、危険な空きビルや家屋の安全対策を実施する。周辺住民の安全確保・環境対策として無管理の荒れた空き地や所有者不明土地の解決を進める。

回答 149【担当課：生活安全課】

適正な管理がされていない空家等や空き地につきましては、所有者等に対し、安全対策を含めた管理について、粘り強く助言指導などを行っているところであります。また、登記簿の所有者が不

明な場合につきましても、相続人等について調査を進め、適切な対応を求めているところであり
ます。

今後とも市民の皆様が安全で安心して生活できるよう、快適な生活環境づくりに取り組んでまい
ります。

③ 空き家バンク制度の周知と改善をすすめる。

回答 150【担当課：住宅政策課】

令和5年2月に、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会茨
城県本部と「水戸市空き家バンク登録物件媒介に関する協定」を締結し、市内全域を対象に水戸市
空き家バンク制度の運営を開始しました。空き家バンク制度が有効に機能するためには、広く制度
を周知し、登録物件数を増やす必要があることから、令和5年4月に送付した固定資産税納入通知
書に「空き家バンク」について記載したリーフレットを同封し、空き家所有者への周知を図ったと
ころです。引き続き、リーフレットの同封を継続するとともに、広報みややSNS、本市ホームペ
ージ等の積極的な活用により、制度の周知、普及に努めてまいります。

④ 住民が日常的に利用する権利者不明の私道の危険箇所がある場合は市が対策を実施する。

回答 151【担当課：建設計画課】

私道は、土地の所有者に管理責任があるため、対策等の検討については、第一に所有者が行うこ
ととなっております。

このような中、本市といたしましては、所有者、権利者の同意が得られた場合に、私道への碎石
敷均しを実施しております。

権利者が不明の土地の取扱いについては、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関す
る特別措置法が施行され、令和5年に民法改正されるなど、着実に法整備が進んでいるところで
す。

しかしながら、権利者不明私道の土地整理は法定相続人等による登記手続きが原則となります
ので、まずは所有者の方々でどうすべきか検討いただきますようお願いいたします。

13. 住宅リフォーム助成制度の対象条件を改善する。昭和56年以後に建築した建物も対象とし、多
くの市民が利用できるよう制度を拡充する。

回答 152【担当課：住宅政策課】

住宅リフォーム助成制度は、新耐震基準が適用された昭和56年6月1日以降に建築確認を受け
た建物又は同日前に建設された住宅のうち耐震性が確保されていると判断できる建物を対象とし
ております。これは、住宅を安全に、安心して長く使っていただくことを助成制度の目的としてい
るためでございます。なお、前述した助成制度の対象条件に該当しない場合でも、他の補助金の活
用等により改修等を行い耐震性が確保された建物については、本制度の活用が可能となります。

14. 生活道路整備について

① 狭あい道路整備、道路の修復予算を増額し前倒しですすめる。

回答 153【担当課：生活道路整備課、土木補修事務所】

市民生活に密着した生活道路については重要な社会基盤ですが市内には幅員4mに満たない狭あ
いな道路が数多く存在しています。安全安心な住環境を確保するためにこれらの解消を図って行く
必要があり、関係地権者の同意が得られた路線について水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要
項に基づき、実現性の高い路線を採択することにより効率的な整備を進めるよう実施し
ているところです。

今後も引き続き、国の社会資本整備総合交付金を活用し、整備の進捗に努めてまいります。(生活
道路整備課)

道路損傷の修復につきましては、老朽化等により道路施設の劣化や損傷が進んでいることから、直
営及び請負工事等により対応しておりますが、未だに道路修復の必要な箇所が市内各所で散見され
る状況にあります。

このようなことから、平成 25 年度からは国の社会資本整備総合交付金を、平成 31 年度からは公共施設等適正管理推進事業債をそれぞれ活用した予防保全型の舗装補修工事の実施や、道路補修の一部を水戸市建設業協同組合に委託するなど、迅速かつ効率的な補修業務の推進に努めているところであり、今後とも予算の確保に努め、良好な道路環境の維持を図ってまいります。(土木補修事務所)

- ② 道路脇の草木の繁茂で見通しが悪い場所や危険な道路は定期的に確認し速やかに除草、枝切りを行う。

回答 154【担当課：道路管理課】

本市の道路区域内の草木につきましては、例年、繁茂する時期に合わせて、除草を実施するとともに、日常的な道路パトロールや市民からの要望などの情報をもとに維持管理を行っております。また、民有地より道路へ張り出した樹木や雑草につきましては、土地所有者又は管理者に対して、適正に管理されるよう指導しております。

今後とも、道路利用者の安全確保に向けて、計画的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

- ③ 側溝整備、排水路拡張をすすめ、ゴミや泥が溜まっているU字溝を速やかに改善する。

回答 155【担当課：生活道路整備課，土木補修事務所】

市道の側溝整備等につきましては、市民から要望のあった路線について現地調査を実施し、年次的に整備を進めておりますが、路線数が多く日時を要している状況です。

引き続き要望路線について内容の精査を行い効率的に整備を進めるとともに、予算の確保に努めてまいります。(生活道路整備課)

U字溝の清掃につきましては、市民の皆様からの通報や要望、道路パトロールに基づき、土砂等の堆積状況を確認の上、直営又は業務委託により対応し、適切な維持管理に努めてまいります。(土木補修事務所)

- ④ 市道及び県道の白線が車の通行で消えている場所が多く、速やかに白線を引き直す。

回答 156【担当課：道路管理課，土木補修事務所】

滅失した県道部分の区画線につきましては、市民の皆様からの報告や日常のパトロールのなかで、適宜、道路管理者である茨城県に対して、区画線の再設置を要望してまいります。(道路管理課)

市道における滅失した車道外側線や車道境界線等の区画線の再設置につきましては、市民の皆様からの通報や、道路パトロールに基づき、順次実施しており、平成 30 年度からは予算を増額して、鋭意再設置に努めております。

今後とも引き続き、滅失区間の把握に努めるとともに、財源の確保を図り区画線の再設置を推進してまいります。(土木補修事務所)

15. 水道について

- ① 茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水を中止する。

回答 157【担当課：水道総務課】

茨城県中央広域水道用水供給事業につきましては、県央地域の 11 事業体におきまして、安定した水源を確保するため、「茨城県中央地域広域的水道整備計画」の策定を県知事へ要請し、昭和 59 年 3 月に市議会の議決を得て、県が事業主体となり事業が始まった経緯があります。当時、県との間で取り交わした協定に基づき、需給契約を結び、今日に至っております。

令和 6 年度以降の需給契約につきましては、これまでの県中央広域水道建設促進協議会の設立や、広域的な水道整備計画策定の県知事への要請など、過去からの経緯を踏まえた検討が必要であると考えております。

したがって、関係市町村に対する影響などへの配慮を欠くことなく、関係機関との連携を図り、受水料金の合理的負担の在り方を検証するなど、本市の水道水の供給を中長期的に持続可能とするための協議を引き続き、県と進めてまいります。

茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水につきましては、災害に強い強靱な水道を確立し、市民の安全・安心を担保する給水確保の観点から、必要となる複数水源の一つと捉えておりまして、有効に活用してまいりたいと考えております。

- ② 霞ヶ浦導水事業の事業期間の再延長と事業費増額に反対する。事業中止を国・県に求める。

回答 158【担当課：水道総務課】

霞ヶ浦導水事業につきましては、茨城県におきましては、霞ヶ浦導水の完成を前提に暫定水利権を取得し、既に、多くの県民や企業に水を供給している状況に加え、引き続き水道普及率の向上や、地下水からの県広域水道用水供給事業への転換を図る必要があるなどのことから、水源開発は必要不可欠としております。

また、霞ヶ浦導水事業は、本市におきましても、桜川や千波湖の水質浄化及び水の安定的な供給の確保のため、重要な事業であることから、県中央広域水道用水供給事業の水道料金への影響につきましては、国や県の動向を注視しながら、県中央広域水道建設促進協議会を構成する市町村とも連携をして、慎重に県と協議を進めてまいります。

16. 下水道について

- ① 下水道料金の値上げは行わない。

回答 159【担当課：下水道総務課】

下水道使用料につきましては、持続可能な下水道事業の実施と受益者負担の適正化を図るため、市民負担への影響を考慮しながら、定期的な見直しを行ってまいります。なお、引き続き経営改善に向けた経費縮減等の取組を行ってまいります。

- ② 今後の公共下水道の計画区域の整備や、認可区域の拡大、整備手法の検討について、住民要望を十分に反映する対策をとるとともに、速やかに計画を策定し、前倒しで進めること。

回答 160【担当課：下水道計画課】

公共下水道整備につきましては、令和 4 年度末において、事業計画区域の面積 5,736ha のうち 5,020ha の整備を完了しており、普及率は 80.7%まで向上したところです。

公共下水道の事業計画につきましては、住民要望等を反映して、令和 3 年度末に拡大を行っており、現在の事業計画区域の整備を着実に推進してまいります。

17. ごみ収集について

- ① 第 5 週もごみ回収を行う。

回答 161【担当課：清掃事務所】

現在、プラスチック製容器包装につきましては月 4 回、プラスチック製容器包装以外の資源物、燃えないごみ及び有害ごみについては月 2 回、燃えるごみについては週 2 回収集を実施しております。

第 5 週における収集につきましては、清潔な生活環境の確保の観点から、燃えるごみ以外実施しておりませんが、より一層市民が分別に協力しやすい環境づくりに向け、引き続き、他自治体の事例の調査研究を進めるとともに、収集データの検証等を行い、財政負担等も考慮しながら、第 5 週の燃えるごみ以外の収集の実施について総合的に検討してまいります。

- ② 収集作業員の安全確保と労働条件の改善をはかる。

回答 162【担当課：清掃事務所】

安全作業マニュアル（改定版）に基づく、安全運転・作業の徹底を図るため、定期的に安全衛生委員会を開催し、日常の業務について検証作業を行うとともに、検証結果を踏まえた講習会・研修会を実施しております。今後とも、収集作業員の安全確保に向けた実行性のある指導・研修等を計画的に実施してまいります。

また、労働条件につきましては、今後とも、労働協約等を尊重し、対応してまいります。

③ ごみ集積所の衛生管理については、住民任せにせず市が責任をもって関与すること。

回答 163【担当課：清掃事務所】

ごみ集積所の維持管理につきましては、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び水戸市ごみ集積所設置要項において、利用者に対する清潔保持義務を規定していることから、ごみ集積所の清掃や補修などについては、各地域の自治会長・町内会長等の管理者を中心として利用者で対応していただくよう周知しております。引き続き、周知徹底を図り、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

18. 新ごみ処理施設の運営について

① えこみっとの運営状況（ごみ処理量、分別状況など）を情報公開しわかりやすく市民に説明すること。

回答 164【担当課：清掃事務所】

清掃工場「えこみっと」におけるごみ処理量や資源化量などの運営状況につきましては、「広報みと」や本市ホームページのほか、運営事業受託者ホームページにおいても情報発信を行ってきたところです。

今後とも、市民の皆様に対して広く発信し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めてまいります。

② えこみっと周辺道路の早期拡幅を県にもとめる。

回答 165【担当課：建設計画課】

えこみっとのアクセス道路と接続する県道長岡大洗線及び主要地方道内原塩崎線との交差点につきましては、平成 30 年度に交差点改良が完了しております。

アクセス道路と主要地方道内原塩崎線の交差点から北に向かう市道酒門 358 号線と県道中石崎水戸線との交差点につきましても、令和 2 年度に交差点改良工事が完了し、供用開始されております。

県道長岡大洗線及び主要地方道内原塩崎線におきましても、順次拡幅工事を進めているところと伺っており、これにより「えこみっと」周辺道路のさらなる交通の円滑化が期待されます。

本市といたしましても、全ての道路利用者が安全で快適に通行できるよう、県道中石崎水戸線と県道内原塩崎線を結ぶ市道酒門 358 号線の整備に努めるとともに、今後とも県に対し、早期の整備進捗を要望してまいります。

19. 市民センターについて

① 利用者名簿は個人情報および内心の自由の観点で主催者が持つこととし、必要な場合以外は提出を求めない。

回答 166【担当課：市民生活課】

主催者等は、利用者等の住所、氏名、連絡先の入った名簿を作成し、必要に応じて求められた場合は、これを提出することとしております。

② 予約システムを改善し、毎月初日に市民が並んでくじ引きする方法を改めること。

回答 167【担当課：市民生活課】

インターネット等を活用した施設の使用許可申請につきましては、時間や場所の制限を受けない有効な手法であり、利便性の向上につながるものと考えております。

市民センター利用者の利便性の向上のため、導入に向けて努力してまいります。

③ 老朽化した施設の補修・改修をすみやかに行う。

回答 168【担当課：市民生活課】

各市民センターの建物・設備につきましては、各市民センターからの不具合等の報告を市民生活課が取りまとめた上で、順次修繕を行っております。

④ 2 階建以上の吉田市民センターなど 4 カ所にエレベーターを設置する。

回答 169 【担当課：市民生活課】

施設の改修につきましては、平成 30 年度に策定した「水戸市市民センター総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化を図るため、計画的に実施しております。

また、市民センターを安全かつ快適に利用できる環境とするため、バリアフリー化の重要性は認識しており、個別の案件ごとに判断し対応を行っております。

- ⑤ 難聴者が利用しやすいよう磁気誘導ループを設置する。

回答 170 【担当課：市民生活課】

磁気誘導ループにつきましては、本市の施設としましては、水戸市役所本庁舎や水戸市福祉ボランティア会館に常設型の磁気誘導ループが設置されておりますことから、市民センターへの設置につきましては、これらの施設の利用実績等を参考に、調査、研究を進めてまいります。

- ⑥ 高齢者などが転倒しないように、滑りにくいスリッパに更新する。

回答 171 【担当課：市民生活課】

市民センターのうち、玄関でスリッパに履き替える施設は 24 か所あり、いずれのセンターでも利用者用としてスリッパを購入しており、傷み具合などを見ながら更新しております。

各市民センターのスリッパ更新時に利用者の御意見を伺うなどしながら、施設の利用状況に合ったスリッパに更新する対応を進めております。

- ⑦ ゴキブリなどの害虫駆除をすみやかに行うこと。

回答 172 【担当課：市民生活課】

害虫駆除につきましては、各市民センターにおいて殺虫剤等を購入の上、適時害虫駆除を行っております。

20. 市役所本庁舎について、駐車場のレイアウト、車両および歩行者の導線を改善する。出入口の渋滞を解消する。駐車券の手続きを改善する。エレベーターにエアコンを設置する。

回答 173 【担当課：財産活用課】

本庁舎駐車場につきましては、案内サインの増設及び横断歩道の設置等を行い、事故の防止や渋滞の解消に努めてきました。今後は、必要に応じて、更なる安全対策や混雑緩和策として、追加措置等を検討してまいります。

また、駐車券の手続きにつきましては、本庁舎へ用務で来庁された市民に対し、窓口での積極的な声掛けや案内看板の設置により、認証漏れを防ぐよう努めております。今後とも、駐車料金無料化手続きの周知徹底を図ってまいります。

本庁舎内のエレベーターにつきましては、本庁舎に既設の館内空調を運用しながら、年間を通して快適に利用できるよう努めております。御要望のエアコンを設置することにつきましては、猛暑の状況等を確認しながら、設置について検討してまいります。

21. 東町新体育館（アダストリアみとアリーナ）における大型イベント時の出入り口および周辺道路の渋滞解消対策を実施する。スポーツセンター入口交差点の歩行者の安全対策を実施する。

回答 174 【担当課：体育施設整備課】

大規模イベント開催時における交通渋滞対策につきましては、公共交通機関や自転車の利用促進を図るとともに、桜山駐車場をはじめ、東町運動公園周辺の時間貸駐車場等の活用促進など、一定の時間内に、東町運動公園周辺への車両の集中を抑える取組を行っております。また、交通体系の強化に向けて、都市計画道路 3・4・5 号偕楽園公園上水戸線をはじめとする体育館周辺の幹線道路の整備を進めるなど、安全で円滑な交通アクセスの確保に努めてまいります。

歩行者の安全対策につきましては、国道 50 号の東町運動公園入口交差点などにおいて、誘導案内板の設置や警備員の配置等について、主催者側に指導することにより安全確保に努めてまいります。

22. 水戸芸術館を多くの市民が利用できる施設へ開放性を高めること。公演や展示の質および採算性を高め、補助金頼みの運営をあらためること。

回答 175【担当課：文化交流課】

水戸芸術館につきましては、音楽、演劇、美術の各分野において、国内外で活躍する一流のアーティストによる質の高い自主企画事業を行うことを特色とし、優れた芸術文化に身近に親しむことができる機会を提供しています。

また、こどもたちの豊かな感性を育む芸術教育や市民主体の活動である水戸市芸術祭などの地域共催事業に積極的に取り組み、本市の芸術文化の振興に大きく貢献してまいりました。

水戸芸術館においては、より多くの方に御来場いただけるよう、ホームページをはじめ、インスタグラムやフェイスブックなど、SNSを活用した情報発信を行っております。また、自主財源の確保に向けましては、公益法人の持つ税制上の優遇措置を生かし、多くの寄附金を集めるとともに、文化庁など公的機関や民間企業等が実施する助成金、協賛金の獲得に取り組んでまいります。

今後とも水戸芸術館ならではの特色を最大限に生かし、世界に向けた芸術文化の創造・発信拠点として、より多くの市民に御利用いただけるよう、引き続き、音楽、演劇、美術の各分野における質の高い事業を提供するとともに、効率的な事業運営に努めてまいります。

23. 水戸芸術館の地下駐車場の動線が悪すぎるため、抜本的な改善をすること。

回答 176【担当課：文化交流課】

水戸芸術館の地下駐車場（市営五軒町地下駐車場）の抜本的な改善につきましては、近接する駐車場の状況等も踏まえ、市営駐車場の所管課と協議しながら、総合的に検討してまいります。

24. 公設卸売市場のトイレをすべて洋式化する。

回答 177【担当課：公設地方卸売市場】

公設地方卸売市場につきましては、「水戸市公設地方卸売市場再整備計画(令和元年度～令和10年度、平成31年3月策定)において、トイレの改修を位置づけており、令和5年度に中央棟及び水産低温買荷保管積込所の洋式化工事を実施したところです。

今後とも、年次的な整備により衛生管理の充実に努め、生鮮食料品等の安全・安心を確保する市場づくりを進めてまいります。

25. 公契約条例を制定し、公共事業の労働者の賃金水準を引き上げる。小規模工事登録制度・商店リニューアルへの助成制度をつくる。

回答 178【担当課：契約検査課、商工課】

公契約条例の制定につきましては、業務に従事する労働者の適正な賃金水準及び労働条件の確保、工事等の品質の向上が図られる有効な手段ではありますが、国におきまして、ILO第94号「公契約における労働条項に関する条約」が批准されていない状況であります。引き続き、国・県の動向を見極めながら調査・研究を進めてまいります。

なお、労働者の賃金につきましては、市場実態等を的確に反映した最新の労務単価を採用し、工事等の適正な積算を行っております。今後とも、低入札価格調査制度等のダンピング対策により、下請業者及び労働者へのしわよせ防止や不当な中間搾取の防止に努め、労働者が不利益を被らないよう取り組んでまいります。

また、小規模工事につきましては、各課におきまして、工事内容の技術特性や施工実績を考慮するとともに、地元企業の育成に資する適切な業者選定に努めた発注とすることができまので、現行制度を継続してまいります。(契約検査課)

既存店舗のリニューアルに対する助成につきましては、ニーズや費用対効果、他市の状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。(商工課)

26. ブラック企業・ブラックバイトの実態把握を県や労働局とともに行い、相談窓口を設置する。

回答 179【担当課：商工課】

厚生労働省において、過重労働が疑われる企業等への重点監督を実施し、実態把握に努めるとともに、労働局及び労働基準監督署におきまして、総合労働相談コーナーを設置しております。

本市におきましては、引き続き、雇用維持や雇用環境の改善に向け、茨城労働局等の関係機関と連携し、相談窓口の周知等に努めてまいります。

27. 中小企業に対する自治金融は、税滞納の分納中でも融資対象とする。

回答 180【担当課：商工課】

自治金融制度は、中小企業の経営の安定化を図り、健全な発展に向けて実施しているものであり、税の公平な負担という観点から、市税の完納を条件とすることは必要であると考えております。

28. 所得税法第56条を廃止し事業主・家族従業員の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。

回答 181【担当課：市民税課】

所得税法第56条の規定は、我が国の個人事業が、家計と事業から生じる所得を切り離して考えることが困難であること、家族間だけで決めた給与等の支払いを認めてしまうと所得分割を許すこと、それに伴う税負担の不公平を防ぐことなどから定められたものです。

この規定は、所得を算出する際に、事業主が家族従業員等に支払った給与等を必要経費として控除できる限度額を定めたものであり、それ以上の給与等の支払いを禁止したものではありません。また、所得税法第57条第1項により、青色申告を行えば、家族従業員への給与額を税務署に届けることにより、その額を必要経費に算入できることが規定されています。

29. 農業について

① 水田活用交付金の削減を中止し、維持拡充すること。

回答 182【担当課：農政課】

転作に係る交付金につきましては、国において、これまでの水田活用の直接支払交付金に加え、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業、麦・大豆産地生産性向上事業といった、新規需要、国際情勢等に対応する新たな支援を展開しているところであり、本市におきましても、麦・大豆への転作を中心とした市独自の支援を継続するとともに、農家が自らの経営判断により所得安定を図れるよう、制度周知、活用支援に努めてまいります。

② 飼料や肥料、農業資材の価格高騰に対する市独自補助を実施する。

回答 183【担当課：農政課】

本市におきましては、農産物の生産資材の価格高騰対策といたしまして、令和5年度に市独自の担い手緊急支援金及び畜産農家緊急支援金により、水田作や畑作、畜産に取り組む農家に対して、経営が継続できるよう支援を行っております。

③ 鳥インフルエンザや豚コレラなど感染症の防疫対策を強化する。

回答 184【担当課：農産振興課】

国や県と連携し、感染症予防対策として、防疫性の高い畜舎の建設支援や野生動物の侵入防護柵設置補助を実施してまいりました。そのほか、消毒資材の配布や飼養されている豚へのワクチン接種、野生イノシシへの経口ワクチン散布を実施するなど、防疫対策の強化に努めているところです。

④ 米価暴落対策のため余剰米を国が買い上げ、子ども食堂、生活困窮世帯への食料支援に活用する。

ミニマムアクセス米の輸入中止を国に求める。米価が暴落した農家に市独自補助を実施する。

回答 185【担当課：農政課】

余剰米の買い上げにつきましては、米価安定を目的とした備蓄米の買い入れの増枠について、米に係る国との転作推進について意見交換する機会をとらえ、本市からも提案しておりますが、国からは、備蓄米制度を米価安定に向けて運用することは、制度の目的が異なるため、予定していない

との説明がございました。なお、外食需要の回復により米の民間在庫量が減少する中、国も備蓄米の都道府県別優先枠を拡充し、買入れ体制を強化しております。

また、ミニマム・アクセス米につきましては、国家外交上の問題でもありますことから、今後とも注視してまいりたいと考えております。市独自の補助につきましては、他産業との公平性を確保する必要があることから、米を含む農産物の急激な下落への備えとして、引き続き、経営所得安定対策及び農業セーフティネットへの加入を促進してまいります。

- ⑤ 新規就農者、家族経営農家に対する市独自の補助を拡充する。県のニューファーマー育成支援事業の対象拡大を求める。定年後の農業参入者、後継者に支援し、担い手を増やす。

回答 186【担当課：農政課】

担い手の確保・育成につきましては、重要課題と認識しており、本市では、市独自の支援策として、新規就農者に対する営農開始時の経費の一部助成のほか、後継者のいない認定農業者が、第三者への経営継承に向けて研修を受け入れる際の費用に対する支援を図っております。また、就農希望者のニーズに応じ、引き続き国・県と連携し、農の雇用事業、ニューファーマー育成研修助成事業等により、多様な農業従事者の確保・育成に努めてまいります。

- ⑥ 農家経営の安定と生産拡大を図るため、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする市独自の上乗せ補償を行う。

回答 187【担当課：農政課】

農家経営の安定に向けた農産物の価格補償等につきましては、農業収入全体を補償対象とする収入保険や、米、麦・大豆等を対象とした経営所得安定対策、畜産物価格安定制度等、国の制度への加入を促進しており、野菜価格安定制度、畜産配合飼料価格安定制度については、市独自に積立金への助成を行っております。これらの制度は標準的収入や生産コストを基に設計されており、引き続き、加入を促進してまいります。

30. 観光について

- ① 水戸市観光案内所の環境改善を行うこと。将来的な移転の検討も始めること。

回答 188【担当課：観光課】

観光案内所につきましては、平成 16 年 12 月に、現在の水戸駅改札口付近に移設して以来、その立地を生かし、広域的な観光案内をはじめ、交通手段や飲食店等の紹介を行っているほか、平成 28 年度からは、日本政府観光局の認定を受け、英語で案内できる職員が常駐しております。

現在、運営主体の水戸観光コンベンション協会においては、狭隘な執務スペースの解消とともに、観光客が利用しやすくなるよう、対面式カウンターを改良するほか、営業時間外にも対応できるよう、デジタルサイネージを設置するなど、県の補助制度を活用しながら観光客等の利便性向上に資する環境改善を進めております。

今後とも、観光案内所のリニューアルを着実に進め、受入体制の充実を図ってまいります。

- ② 市内の古い観光案内板や案内地図の更新をすすめること。

回答 189【担当課：観光課】

本市におきましては、これまで、水戸駅から偕楽園、弘道館までを誘導・案内する路面表示をはじめ、市内の名所や史跡、文化施設といった観光情報を掲載した案内板の整備などに取り組んでまいりました。

現在、設置から長い年月が経過している観光案内板については、盤面が見にくい等支障が生じているものがあるため、案内板の改修や情報更新を計画的に実施しているほか、老朽化が進んでいるものについては、安全性を考慮し、撤去してきたところでもあります。

今後とも、観光客等が快適にまちなかの散策や観光施設を回遊することができるよう、観光案内板の適切な維持管理に努めてまいります。

- ③ 水戸駅北口・デッキや階段のタイルの損壊の修繕、段差の解消、バリアフリー化を進めること。

回答 190【担当課：都市計画課】

水戸駅北口駅前広場につきましては、平成5年の供用開始以降、老朽化が進んだことやバリアフリー基準への適合の必要性などから、平成18年より、順次改修を進めております。

これまでに、エスカレーターを設置をはじめ、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック、スロープの一部改修などを完了しており、今後は、エレベーターやスロープなどの改修を実施する予定です。また、ペDESTリアンデッキや階段のタイル損壊の修繕につきましては、劣化状況に応じて随時修繕しております。

水戸駅北口駅前広場は、訪れる方々の憩いの場であるとともに、にぎわいや交流の拠点となっていることから、引き続き、劣化状況を把握しながら適切な維持管理に努めるとともに、長期的な視点に立った長寿命化改修についても検討してまいります。

- ④ 水戸駅北口バス乗り場へのアクセスがわかりにくい改善すること。

回答 191【担当課：交通政策課】

本市におきましては、水戸市公共交通基本計画に基づき、分かりやすい公共交通の実現を基本方針としながら、公共交通の情報提供に係る施策を推進しております。

水戸駅北口バス乗り場へのアクセスにつきましては、JRが実施する令和5年度の茨城デステーションキャンペーンに合わせ、水戸駅構内のサイン見直しを実施したところです。引き続きバス事業者及びJRと連携を図りながら、分かりやすいサイン表示について研究してまいります。

【5】原子力対策

1. 東海第2原発の工事における防潮堤の施工不良が判明したが、日本原電は4か月も事実を隠ぺいしてきた。さらに約1年間に7回も火災を繰り返し、下請け会社による診断書偽造事件も起きた。徹底した情報公開と安全管理を求めること。日本原電に原発を動かす資格がないことは明らかであり、再稼働をやめて直ちに廃炉にするよう求めること。

回答 192【担当課：防災・危機管理課】

日本原電は、令和5年10月に「防潮堤工事のうち、取水口周辺の防護壁において、コンクリートの未充填や鉄筋の変形があったこと」、そして「当該施工不良を把握したのは、6月であったこと」を明らかにいたしました。本市へ説明があったのも10月13日であり、発覚後4か月経過しての報告であったことから、日本原電に報告が遅れた理由について問いただしたところ、「原因を慎重に調査しており、調査結果の整理に時間を要したため」とのことです。

今回の事案は、完成前の工事に関することであることから、日本原電と水戸市が締結している安全協定に報告義務の定めはなく、協定に違反するものではございません。しかしながら、発電所の安全対策工事は多くの市民が注目しており、市民に不安を与えかねない事案が発生した場合は、速やかに自治体に報告して当然だと認識しております。

そのため、令和5年11月に開催いたしました「東海第二発電所安全対策首長会議」において、今回の報告の遅れは信頼関係を損なうものであり、今後同様の事案が発生した際には速やかに報告するよう、水戸市長から日本原電に対し厳重に注意したところでございます。

また、東海第二発電所の敷地内において頻発している火災につきましては、令和4年度に3件の火災が発生しているほか、令和5年度においても既に5件の火災が発生しております。とりわけ、10月末から11月頭にかけて、わずか10日の間に、立て続けに3件もの火災が発生した状況については、大変遺憾に思うとともに、地域住民の安心を脅かす異常な事態であると捉えております。

この事案につきましても、上記の「東海第二発電所安全対策首長会議」において、水戸市長から日本原電に対して、「再発防止と管理体制の見直しに早急に取り組むよう」厳しく注意したところでございます。

原子力施設を管理、運営する事業者においては、二重、三重に安全対策を講じるのは当然の責務であり、今後とも事業者に対し万全の安全対策と、事故・故障時における本市への速やかな報告を求めてまいります。

東海第二発電所の再稼働につきましては、全ての市民の安全な避難に向けた実効性のある広域避難計画が策定できない限りは認められないと考えております。その上で、本市といたしましては、引き続き議会の御意見を踏まえるとともに、水戸市原子力防災対策会議における技術的、専門的な御意見や多くの市民の声を十分考慮しながら判断をまいります。

2. 原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションは事故被害を過小評価したものである。県が見直すとした広域避難計画は、避難者1人あたり2㎡のままである。市民を被ばくさせるうえに、すし詰め避難所では命は守れない。入院患者や施設入所者の移送手段の不足をはじめ、実効性ある広域避難計画の策定は不可能であり、廃炉を求めること。

回答 193 【担当課：防災・危機管理課】

原子力災害に備えた広域避難計画につきましては、平時においても東海第二発電所に使用済み核燃料が現存するなどの災害リスクがある以上、再稼働する、しないに関わらず、市民27万人の生命と財産を守るために必要な計画であると認識しております。そのため、今後とも、感染症対策をはじめとする各種課題の解消に真摯に取り組みながら、実効性ある広域避難計画の策定を目指してまいります。

3. 危険な使用済み核燃料をすべて乾式キャスクに保管させる。

回答 194 【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所におきましては、現時点で15基の「乾式キャスク」に合計915体の使用済み核燃料が保管されておりますが、平成21年以降、「乾式キャスク」への移送が滞っている状況であります。

そのため、本市や近隣自治体におきましては、これまで数次にわたり使用済み核燃料の「乾式キャスク」への移送を日本原電に要請してきたところであり、平成26年の回答において、「新規基準に適合した対応が可能となった後には、早急に乾式貯蔵の実現に取り組む」旨の回答を得ております。

現時点では、使用済み核燃料を移送する設備について、新規基準を満たす段階には至っていないとの報告を日本原電から受けているところであり、今後、基準を満たし移送が可能となった際には、いち早く「乾式キャスク」への移送等を実施するよう、近隣自治体との連携のもと、要請してまいります。

4. 原発再稼働に対する水戸市民の大規模な意向調査をすみやかに実施すること。

回答 195 【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては、市民理解が得られない限り認められないこと、そして、多くの市民の声を十分に考慮して判断することを、本市の基本的な考え方としており、その手法の一つとして、27万人の市民意向を客観的に捉えることができる相当数、万単位の住民の皆様を対象にしたアンケートなどの市民意向調査を実施する考えであります。

この市民意向調査の時期につきましては、直ちに実施するのではなく、その前に、市民の皆様が判断するための材料をしっかりと揃え、提供していくことが重要であると認識しております。具体的には、広域避難計画の策定に着実に取り組み、策定に当たっては、住民説明会等を通して幅広く周知するほか、事前了解権を持つ6自治体で構成する原子力所在地域首長懇談会をはじめ、周辺自治体と連携した安全対策を進めるとともに、日本原電との協議に進捗があれば、その状況について公開してまいります。

これらの取組を着実に進め、「取組の熟度が、市民の皆様にご意見を聞くことのできる水準に達した」と判断した段階で、時期を捉えて、市民意向調査を実施してまいります。

5. 福島第一原発からの汚染水の海洋放出に市として反対すること。

回答 196 【担当課：防災・危機管理課】

処理水の海洋放出に当たっては、国が6年以上にわたる専門家による検討に加え、その後の2年間において、万全の安全の確保と風評対策の徹底に取り組んだ上で放出を決定していること、あわせて、国際原子力機関 IAEA が、科学的な分析や検証に基づき公表した報告書において、「処理

水の海洋放出は国際安全基準に合致している」と結論付けたことから、処理水が安全であることは、疑いようのない事実であると認識しております。

本市におきましては、海洋放出の安全性について今後ともしっかりと説明を行い、不安の払拭と風評被害の未然防止に取り組むとともに、万が一、風評被害が生じた際には、業種に捉われることなく、速やかに事業者に寄り添った対応を行うよう国や東京電力に対し、継続して求めてまいります。

6. 事故や不祥事が相次ぐ日本原子力研究開発機構の旧動燃時代から続くさまざまな管理体制と使用済み核燃料の保管について厳しく改善を求める。高速実験炉「常陽」の再稼働中止を求める。

回答 197【担当課：防災・危機管理課】

平成 29 年 6 月 6 日に「大洗研究開発センター燃料研究棟」で発生した事故は、作業員が内部被ばくを受けるという重大な結果を招き、本市におきましては、事故の原因究明と再発防止策の徹底、市民への丁寧な説明等を求める緊急要請を行いました。

また、平成 31 年 1 月 30 日に発生した核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい事故や、令和元年 9 月 9 日に発生した大洗研究所における二次冷却系統冷却塔の倒壊につきましても、茨城県と水戸市を含む近隣自治体で連携し、立入調査及び再発防止等の要請を行いました。

度重なる事故の発生は、大変遺憾であり、原子力に関する事故は、あってはならないものと考えております。今後におきましても、安全管理の徹底を事業者に求めるとともに、立入調査等を通じて、施設の安全性の確認、監視を徹底してまいります。

高速実験炉「常陽」につきましては、令和 5 年 7 月、原子力規制委員会において施設の安全対策が新規基準に適合しているとして審査書が取りまとめられ、現在は、茨城県による審査が進められているところでございます。

「常陽」に対する本市の見解でございますが、かねてより試験・研究用の原子力施設は、日本の産業や科学技術の発展において重要な役割を担っていると認識しております。事実、常陽につきましても、高速炉としての研究を通じた原子力施設の安全性の向上のほか、医療用の放射性同位体の製造によりがん治療への活用策について期待がされているところでございます。

一方、これらの施設については、保有する原子炉が小規模であるとはいえ、原子力施設としてのリスクがあり、常陽を含めた周辺の研究施設から半径 5 キロメートルに位置する本市の一部の地域については、事故等に備える必要がある区域に指定されております。そのため、常陽等において原子力災害が発生した場合に備え、令和 3 年 5 月に試験研究用等原子炉施設の事故等に備えた避難計画を策定し、避難対象となる住民に対して周知を行っているところでございます。

常陽や周辺の研究施設で事故等が発生した場合におきましては、直ちに情報を得ることができるよう、事業者との間に通報連絡協定を締結しているところであり、有事の際には市民の皆様に対し速やかに情報を発信するとともに、必要に応じた対応をしてまいります。

引き続き、大洗町をはじめとする近隣自治体と共に連携強化を図りながら、常陽等の原子力研究施設について万全の安全対策を講じてまいります。

7. GX 推進法による東海第 2 原発の再稼働推進、原発の 60 年超の運転や新增設方針に市として反対する。

回答 198【担当課：防災・危機管理課】

東海第二発電所の再稼働につきましては、全ての市民の安全な避難に向けた実効性のある広域避難計画が策定できない限りは認められないと考えております。その上で、本市といたしましては、引き続き議会の御意見を踏まえるとともに、水戸市原子力防災対策会議における技術的、専門的な御意見や多くの市民の声を十分考慮しながら判断をしてまいります。

8. 自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換を進める。水戸市の環境は、太陽光、小水力、バイオマスなど新たな電力の可能性が高い。エネルギーの地産地消をめざし効果的な施策を行う。

回答 199【担当課：環境保全課】

再生可能エネルギーへの転換に向けた施策につきましては、2050年のゼロカーボンシティ実現を目指す本市にとって重要な取組であり、令和5年3月に策定した水戸市地球温暖化対策実行計画(第2次)に再生可能エネルギーの利用促進を位置づけたところでございます。

まず、太陽光につきましては、個人住宅への設置補助制度に加え、住宅用蓄電池設置補助制度を新設し、更なる利用促進を図るとともに、公共施設への整備を推進しているところでございます。

公共施設への整備のほか、その他の再生可能エネルギーにつきましては、清掃工場えこみっつでごみ焼却熱を活用した発電を実施するとともに、下水道処理施設で消化ガス発電を行い、市の事業におけるバイオマスの有効活用を図っております。また、現在、市域内のバイオマス発電の事業可能性を調査しており、調査結果を踏まえた上で、事業者の取組を促進するなど、再生可能エネルギーの普及を図ってまいります。

創り出した再生可能エネルギーにつきましては、地域内で最適に消費する地産地消を促進し、ゼロカーボンシティ実現を図ってまいります。

【6】防災対策

1. 能登半島地震の教訓をいかして地域防災計画を総点検する。住民の避難対策や災害備蓄品を拡充する。防災情報が全市民にゆきとどく体制を整える。

回答 200 【担当課：防災・危機管理課】

「市地域防災計画」につきましては、本市の防災・減災対策の大綱を定めており、災害対策基本法及び水防法の改正、茨城県地域防災計画の改定内容等を反映し整合を図るとともに、近年の災害の教訓等を踏まえ、適宜改定を行っているところです。

令和5年度は、国から新たに最大クラスの津波を伴う巨大地震の被害想定が公表された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び令和4年12月から運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について、「水戸市地域防災計画 津波災害対策計画編」に反映させるため改定を行ったところです。

令和6年能登半島地震の教訓につきましては、今後各種検証が国でなされることから、新たな知見・教訓をはじめ、国・県等による法令改正や計画・方針の改定なども踏まえながら、適時、地域防災計画の見直しを行い、水戸市地域防災計画に基づく施策を総合的に推進してまいります。

住民の避難対策につきましては、災害時における迅速かつ円滑な避難に向け、避難所情報を掲載したパンフレットや洪水、津波、土砂災害に係るハザードマップを作成し、本市ホームページへの掲載とともに、対象となる各世帯への配布を行っているほか、防災訓練や防災講座など、あらゆる機会を通じて、避難方法や身近な災害リスクをはじめとする防災意識の啓発に努めております。あわせて、自主防災組織との連携体制の構築をはじめ、災害時要配慮者の支援体制づくり、避難所指定動員の導入など、地域の防災力の充実・強化を図りながら、実効性のある避難対策に取り組んでいるところです。

備蓄体制の拡充につきましては、これまで、指定避難所である市民センターや小・中学校において、初動段階で必要となる非常食、飲料水、簡易トイレ、発電機、さらには、プライバシーの確保や感染症対策にも有効な間仕切りなどを配備してきたところであり、本庁舎やアダストリアみとアリーナ、下入野健康増進センター、市民会館へも備蓄倉庫を設置し、アレルギーや内臓疾患を患っている方でも食べられる非常食や、乳児用液体ミルク、段ボールベッドの備蓄などに取り組み、備蓄体制の強化を図っております。

今後とも、防災訓練などを通じて、避難者の多様なニーズを把握し、安全で安心できる避難環境を一層整えてまいります。

また、市民への迅速かつ的確な情報伝達は、災害時の混乱の抑制、被害の軽減につながる重要な施策であることから、MCA無線機や衛星携帯電話の配備、LINE、X、FacebookといったSNSの活用、ヤフー防災速報アプリの導入など、新たな手法を積極的に導入してまいりました。

さらには、防災行政無線の再整備を行うとともに、FMぱるるんとの連携のもと、災害時に自動で起動し、本市からの緊急情報を入手することのできる防災用自動起動ラジオの運用を、平成31年1月から始めております。この防災ラジオにつきましては、洪水・津波の浸水想定区域や土砂災

害警戒区域など、市内の災害リスクの高い地区に居住の方をはじめ、災害時に支援が必要な避難行動要支援者、民生委員や消防団、地区会などの避難支援等関係者、防災行政無線の再整備に当たって屋外放送設備を撤去する地域（内原地域、常澄地域の一部）にお住まいの方などに、無償貸与を実施しております。

また、茨城県により県管理河川の洪水浸水想定区域が公表されたことを受け、新たに洪水浸水想定区域が指定された地域に居住する方にも、防災ラジオの無償貸与を開始しました。

さらには、無償貸与の対象とならない地域に居住する方や市内の事業者も防災ラジオをお使いいただけるよう、令和2年度から有償貸与を実施しております。

今後とも、各種防災・減災対策に取り組み、市民の皆様の安全はもちろんのこと安心していただける環境を整えてまいります。

2. 河川整備について

① 那珂川緊急治水対策プロジェクトを速やかに実行すること。

回答 201【担当課：建設計画課】

令和2年1月末に策定した「那珂川緊急治水対策プロジェクト」につきましては、河道掘削や樹木伐採、既存堤防の強化や無堤防区間の築堤、さらには、「遊水・貯留機能の確保向上」や「土地利用・住まい方の工夫」についての取組を令和6年度末の完了を目途に進めてきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地元説明会の延期や、用地取得に伴う家屋移転交渉等に日時を要したことにより、当初の事業期間を2年延伸し、令和8年度末の完了に見直されました。

本市といたしましては、1日も早く事業の進捗が図られるよう、令和5年10月に那珂川沿川の6市町で構成され、高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」において、国土交通省や財務省、地元選出の国会議員に対し、一層の事業促進について要望を行ったところです。

今後とも、引き続き、地域実情に合った効果的な治水対策について河川管理者である国との意見交換を重ね、地域の方々との合意形成を図りながら、水害に強いまちづくりの早期実現に向け、全力で取り組んでまいります。

② 那珂川の支流の氾濫・溢水の再発防止へ、堤防建設や補強を促進すること。

回答 202【担当課：建設計画課】

那珂川の支流となる県の管理河川のうち、令和元年の台風19号により被災した藤井川・田野川・西田川につきましては、令和2年7月までに本復旧が完了しております。さらに、藤井川・田野川におきましては、堤防天端や堤防裏法尻の補強が行われ、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を引き延ばす堤防構造の強化対策が実施されました。

引き続き、河川管理者である国や県に対し、更なる治水安全度の向上について強く働きかけてまいります。

③ 桜川の新たな浸水想定区域の被害防止のため、河道掘削及び堤防を建設すること。

回答 203【担当課：建設計画課】

令和4年2月、県が管理する桜川について、洪水時における住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を目的に、水害リスク情報（洪水浸水想定区域図）が公表されました。このことを受け、本市におきましては、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法や災害時に備えておくべき必要事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民の皆様への周知を行ってきたところです。

今後とも、洪水等による水災害の防止に向け、河川管理者である国や県に対し、河川整備計画に定められた事業期間の前倒しによる早期整備はもとより、気候変動による影響も踏まえた整備計画の見直しなどについても要望してまいります。

④ 流下能力改善のため河道掘削・樹木伐採など定期的な河川改修をおこなうこと。

回答 204【担当課：建設計画課】

河道掘削や樹木伐採は、河川管理上の根幹をなすものであり、現在、那珂川で実施されている「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の重要な取組の一つとなっております。

河道掘削につきましては、若宮、水府・枝川、根本、中河内、渡里、下国井地区の6地区に分けて集中的に進められているところですが、この中には、河川区域内に残された用地取得を並行して行っている地区もあり、用地がまとまった箇所から直ちに着手していく計画としております。

引き続き、河底の深掘りによる塩水遡上や取水への影響を考慮しながら、効果的な河川改修が行われるよう働きかけてまいります。

⑤ 那珂川無堤防地区(大野地区など)の堤防を早期建設すること。

回答 205【担当課：建設計画課】

大野地区におきましては、平成 24 年度から上大野小学校北側付近から東水戸道路付近までの区間で築堤事業に着手しており、今年度での完了見込みとなっております。

また、桜川合流部から勝田橋までの間の吉沼地区におきましても、「那珂川緊急治水対策プロジェクト」において新たに築堤事業が位置付けられ、令和3年6月には地元関係者への説明会を開催し、現在、用地取得や吉沼第二排水樋管の改築工事が進められております。

本市といたしましても、1日も早く事業の進捗が図られるよう、令和5年10月に那珂川沿川の6市町で構成され、高橋市長が会長を務める「那珂川改修期成同盟会」において、国土交通省や財務省、地元選出の国会議員に対し、早期の事業推進について要望を行ったところです。

今後とも、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるべく、早期の築堤を含めた河川改修について引き続き、国に対し、要望してまいります。

⑥ 国田地区の浸水防止対策を早急にすすめること。

回答 206【担当課：建設計画課】

国田地区におきましては、令和元年台風 19 号による被災を受け、河川管理者である国により、「国田地区浸水防止対策」が進められており、現在、自然堤防の地盤の一部嵩上げ等の工事着手に向けた準備を行っているところです。

また、対策工事の施工に当たっては、沿川関係者の御協力が必要不可欠であることから、複数回にわたり説明会を開催したほか、お知らせを配布するなど、地域の皆様より御意見を賜りながら進めております。

今後とも、地域の皆様への丁寧な説明を行い、御理解・御協力をいただきながら、浸水防止対策の早期実現に向け、引き続き、国との連携を強化してまいります。

⑦ 藤井川の無堤防地区に堤防を早期に建設すること。藤井川樋門の管理体制を強化する。

回答 207【担当課：農業環境整備課、建設計画課】

本市におきましては、既存堤防の強化対策も含めた河川改修事業の促進のため、毎年、河川管理者である国・県に対し要望を行っております。令和元年の台風 19 号の際には、被災後直ちに、被災した堤防の早急な復旧をはじめ、早期の河川改修等の緊急要望を実施しました。

藤井川をはじめとした県管理河川の被災箇所につきましては、令和2年7月までに本復旧が完了し、既存堤防につきましても、堤防天端や堤防裏法尻の強化対策が行われ、従前の構造よりも強化されております。

引き続き、県管理河川のさらなる治水対策の強化について強く働きかけ、沿川の方々が、一日も早く安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの実現を目指して要望をしております。(建設計画課)

藤井川樋門の管理体制につきましては、令和2年1月の逆流による浸水被害を受け、放流元管理者である茨城県藤井川ダム管理事務所、河川管理者である茨城県水戸土木事務所、本市、地元水利組合の間で連絡体制を構築し、運用しているところであります。引き続き、県との緊密な情報交換に努め、地元の皆様に安心していただけるよう、実効性のある水防活動に努めてまいります。(農業環境整備課)

⑧ 石川川の元石川町、大場町などの水害防止へ、早期の堤防整備、市の調節池の容量を拡大する。

回答 208【担当課：建設計画課、河川都市排水課】

石川川の涸沼川合流地点から、北関東自動車道高架橋を超えた上流側に位置する県道中石崎水戸線石川橋までの約 5.0km 区間につきましては、茨城県が管理する河川区間となっており、県管理河川区間において氾濫が見受けられることから、毎年、県に対し早急の河川改修を要望しております。

現在、水戸市秋成町において、県の石川川河川改修事業として河川改修工事が進められているとともに、流下能力を阻害する土砂の浚渫や護岸の修繕等の適切な維持管理を行うことで、流下機能の確保に努めているところです。

市管理河川区間における治水対策につきましては、浸水シミュレーションに基づく氾濫推定図や内水浸水想定区域図の結果を踏まえ、効率的かつ効果的な整備手法を検討してまいります。

⑨ 沢渡川の県管理部分の早期整備を求めること。

回答 209【担当課：建設計画課】

沢渡川の県管理区間につきましては、河道掘削や護岸整備が行われているほか、茨城県と水戸市で連携し策定した「桜川（沢渡川）流域における浸水被害軽減プラン」に基づき、アダストリア水戸アリーナ付近の河道のボトルネック箇所の解消に向け、河川改修が進められております。

引き続き、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、沢渡川をはじめとする県管理河川の早期の河川改修について、継続して要望してまいります。

3. 被災者支援金を半壊・一部損壊も対象とする。農作物被害に対し十分な支援をおこなう。出荷不能となった農作物に市独自補助を実施する。

回答 210【担当課：防災・危機管理課、農産振興課】

本市における被災者生活再建支援金につきましては、国の支援制度では対象にならない半壊世帯に対して、20 万円を支給することとしております。

また、令和元年東日本台風での被害に際して、本市独自の災害見舞金として、全壊の世帯に対しては 7 万円を 10 万円に、半壊世帯に対しては 3 万円を 5 万円に増額して対応し、被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の生活再建支援の充実に向けましては、ニーズに応じた支援のあり方について、国や県と連携し対応してまいります。(防災・危機管理課)

自然災害による農作物被害につきましては、国や県と連携し、農業用機械・施設の修繕等や、農地の復旧に係る融資への利子補給のほか、樹草勢回復のための肥料・薬剤代、蒔き直しの種苗代に対して助成してまいりました。また、農業共済におきましても、被害を受けた農作物等につきまして、共済金を支払っております。

なお、令和元年の台風 15 号、19 号発生時においては、被害が大きかった水戸のブランド農産物「水戸の柔甘ねぎ」の生産維持に必要な資材等に対して、市独自の補助を創設し、支援いたしました。

今後とも、国や県と連携を図りながら、農業者が農作物被害を受けた際には、早期に営農再開できるよう支援してまいります。(農産振興課)

4. 避難所について

① 避難所における感染予防策を徹底する。検温・消毒、避難者対応など人員配置を拡充する。症状別の避難者の適切な誘導、迅速な情報提供を行う。

回答 211【担当課：防災・危機管理課】

避難所における感染予防策につきましては、受付において、避難者の体温を測定することや基礎疾患の有無を確認することを新たにマニュアル化し、適切な誘導に努めることとしております。

避難所内の居住スペースにおきましては、飛沫感染を抑制するため、避難者間の距離を確保するための間仕切りを活用することとし、感染症対策に必要な体温計や手指消毒液などの資材について、

各避難所に配備しているところです。このほか、十分な換気を実施すること、避難者の健康状態を定期的に確認すること、さらには、発熱、咳等の症状が出た方のための専用のスペースを確保することなど、避難者の安全はもちろん、安心して避難していただける環境を整えているところです。

また、指定避難所における集団での避難が困難な配慮を要する方の負担を軽減するため、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部の皆様と、避難者の受入れに関する協定を締結し、災害の状況に応じてホテルや旅館等も活用することとしております。

各種感染症対策については、コロナ禍を経て、様々な知見・教訓が蓄積されたことから、引き続き水戸市保健所とも連携し、避難所における感染予防策を推進してまいります。

② 避難所となっている体育館等に冷暖房設備を整備するとともに、すみやかにトイレを洋式化する。

回答 212【担当課：学校施設課】

学校の屋内運動場は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所となることから、近年の記録的な猛暑を受け、児童生徒及び教職員の体調管理とともに、避難者のための適切な温度管理など、良好な環境の確保が求められております。

このことから、茨城県内外の空調設備設置事例を参考にしながら、全校設置に向け、整備手法や効率的な冷暖房を行うために必要となる施設設備の検討を行うとともに、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくりを進め、早期の整備を目指してまいります。

また、屋内運動場のトイレの洋式化につきましては、長寿命化改良等の大規模な施設改修に併せて整備を進めてまいります。

③ トイレトレーラーを配備する。

回答 213【担当課：防災・危機管理課】

災害に起因した断水等発生時における本市のトイレ対策としましては、指定避難所である各市民センター及び各市立学校に、排便収納袋とし尿処理剤を用いることで排便ができる携帯トイレを配備していることをはじめ、避難所のトイレスペース自体が災害によるダメージで使用できなくなった場合に、段ボールを組み立てて簡易的な便座とし、これに携帯トイレをセットすることで排便ができる組立式簡易トイレも配備しております。溜まったし尿については「水戸市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑・迅速に処理することとしております。

あわせて、屋外などに設営し、簡易的な個室として使用することを想定した組立式トイレ TENT を配備しており、地区と連携して実施している防災訓練において、それぞれの使用方法や組立方法の周知に努めているところです。

また、総合防災拠点として整備した水戸市役所庁舎においては、庁舎北側にマンホールトイレを3基備えており、令和5年6月に庁内関係課と連携した設置訓練を実施したところです。

加えて、災害対策用仮設トイレとして、民間団体と締結している災害協定の活用し、簡易水洗トイレ及び軽トラックに搭載する形状の簡易水洗トイレを、災害発生時に避難所等に配備することとしております。また、令和6年能登半島地震を受け、トイレトレーラーや「移動型バリアフリートイレ」を、災害発生時に本市に配備することについて、調整を進めているところです。

御要望のトイレトレーラーを含むこれらの災害対策用仮設トイレにつきましては、地震の揺れや液状化等に起因して、污水管が流下機能不全となった際にも、水の確保ができれば水洗トイレを使用できるため、関係団体との連携をより一層深め、災害時の活用を図ってまいります。

加えて、地区での防災訓練等において、簡易トイレを御家庭の備蓄品に加えていただく自助の重要性の啓発や、指定避難所に本市で配備している各種トイレ用品の使用法の周知を継続し、市民と一体となって災害時のトイレ対策に取り組むことで、災害時に衛生的なトイレ環境を維持できるよう努めてまいります。

④ 応急仮設住宅に居住する際は生活必需品、電化製品などを現物支給する。

回答 214【担当課：防災・危機管理課】

本市といたしましては、電化製品の購入など、生活再建の一助となるよう、国の制度では対象にならない半壊世帯に対しても20万円の被災者生活再建支援金を支給するとともに、令和元年東日

本台風での被害に際して、本市独自の災害見舞金として、全壊の世帯に対しては7万円を10万円に、半壊世帯に対しては、3万円を5万円に増額し、被災者に寄り添った生活支援を実施いたしました。

被災された方の迅速な生活再建に向けましては、ニーズに応じた支援のあり方について、国や県と連携し対応してまいります。

⑤ ペット同伴避難ができるよう体制を整えて周知する。

回答 215【担当課：防災・危機管理課，保健衛生課】

本市におきましては、全指定避難所におきまして、避難者が大切な家族の一員であるペットと同行避難が可能となるよう、避難所運営マニュアルにおいて飼育場所の指定や飼い主の役割などを定めるとともに、ペット保管用のケージを備蓄するなど、ペット同行避難対策を推進してきたところです。

また、飼い主に対しましては、災害時のペット同行避難への備えとして、ケージや餌等の必要な物資の備蓄のほか、避難所における適正飼養のための日頃からのしつけの必要性を分かりやすくまとめた啓発リーフレットを作成し、市内動物病院等と連携しながら、機会を捉えた普及啓発を行っているところです。

飼い主とペットが同じ空間で避難生活をおくるペット同伴避難につきましては、不安を抱える飼い主やペットの心の癒しとストレス軽減につながるため、安心して避難生活をおくるために有効な取組であると認識しております。

しかしながら、ペット同伴避難につきましては、受入が可能となる避難所の確保をはじめ、動物由来の感染症やアレルギーに関する衛生対策など、解決すべき様々な課題があることから、今後とも、他の自治体の事例を参考にしながら、災害時に飼い主とペットが安全かつ円滑な避難ができる体制づくりを進めてまいります。

【7】大型開発の中止・見直し

1. 水戸駅北口の再開発について

① リヴィン跡地の再開発事業（マンション・テナントビル）への39億円もの補助をやめること。

回答 216【担当課：市街地整備課】

水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業は、水戸市の玄関口である水戸駅北口の顔としてふさわしい魅力的な市街地空間の形成とともに、定住人口の増加や地域経済の活性化等が期待できることから、今後とも、事業主体である再開発組合との緊密な連携のもと、早期完成に向けた事業支援に努めてまいりたいと考えております。

② 空きテナントだらけのマイムビルについて、今後の方針を示すこと。

回答 217【担当課：商工課】

本市におきましては、商業・業務をはじめとした都市機能の強化と一層の集積に向けて、中心市街地店舗・事務所等開設促進補助制度をはじめ、各種支援制度を設けるなど、事務所等の誘致活動に取り組んでおります。マイムビルにつきましても、これらの支援制度を活用し、複数の事務所等が開設されているところです。

引き続き、制度等の周知を図りながら、本市の特性を生かした商業・業務機能系施設の立地を促進し、中心市街地における経済活動を活性化させ、魅力とにぎわいの向上に努めてまいります。

2. 泉町周辺開発について

① 新たな再開発の検討（泉町2丁目北地区・伊勢甚中央ビル、南町3丁目南地区・旧ユニー跡地 住友不動産等）は中止する。

回答 218【担当課：泉町周辺地区開発事務所】

泉町2丁目北地区及び南町3丁目南地区につきましては、それぞれの地区において地元の権利者で構成する再開発準備組合により再開発事業の事業化に向けた検討が行われているところであります。

市街地再開発事業は、まちなかの活性化はもとより、災害に強い安全、安心、快適な市街地環境の形成に資する事業である一方で、多額の予算を必要とすることから、事業化に当たっては、市場性、採算性、実現性、優先性、市の財政状況等の観点から総合的に検討する必要があると認識しております。そのため、今後とも、地元における検討の推移を注視してまいりたいと考えております。

- ② 優良建築物整備（泉町1丁目・穴吹工務店、南町3丁目北地区・旧プリンスビル）についてマンション建設への補助をやめる。

回答 219【担当課：市街地整備課、泉町周辺地区開発事務所】

泉町1丁目広小路地区及び南町3丁目北地区につきましては、国道50号に面して空き店舗が目立ち、一部では空き家として長年放置され老朽化が著しい建物が存在するなど、まちなかの活性化はもとより、防災まちづくりの観点から、市街地環境の改善が求められております。

優良建築物等整備事業により、中心市街地の活性化に加え、まちなか居住の促進や災害に強いまちづくりが図られるとともに、税収面でも大きな効果が得られるものと考えており、今後とも、早期完成に向けた事業支援に努めてまいりたいと考えております。

- ③ 市民会館は、総事業費360億円以上にも膨らんだ税金無駄使いである。東京高裁において、違法な税金支出の差し止めと返還をもとめる控訴審が行われており、市長が証人尋問に応じること。

回答 220【担当課：新市民会館整備課】

水戸市民会館は令和5年7月2日の開館から約半年で、目標に掲げた年間来館者60万人を達成し、多くの方々に利用していただいております。

芸術や文化は、人々の心にゆとりや生きがいを与えるとともに、次代を担う子どもたちの豊かな感性を育むなど、社会全体が守るべき貴重な財産であります。その活動の場となる水戸市民会館は、本市の芸術文化の振興において、極めて重要な施設であります。

- ④ 京成百貨店の補助金不正で社長が逮捕されたが、市としても真相究明を行い厳正に対処すること。

回答 221【担当課：担当なし】

- ⑤ 市民会館の来館者動線、車両動線の計画を具体的に策定し、周囲の交通渋滞解消や市民の安全を確保する。借金の返済計画および維持補修や大規模改修等、今後かかる財政負担について明確に示す。

回答 222【担当課：新市民会館整備課】

多数のバスの利用が見込まれる催しの開催時には、周辺道路における車の往来に支障を来さないよう、一定の時間内にバスが集中しないよう運用することが重要であると認識し、これまでも利用者をはじめとする関係団体、水戸芸術館等と協議を重ねております。また、催事主催者などに催事の内容を確認し催しの内容や規模に応じた車両の動線をはじめ、人の乗降、誘導方法等について助言を行うなどの対応をしております。

水戸市民会館の整備、運営によって、福祉、教育、道路等の生活基盤整備など、市民生活に直結する市民サービスの低下を招くことや、将来世代に多大な負担を残すことがないように、指定管理者と協力し、維持管理費の削減を図ってまいります。

3. 赤塚駅北口、大工町1丁目の再開発事業の失敗を真摯に認め、空きテナントだらけの赤塚ミオス、大工町トモスの状況の改善策、地域の活性化策を講じること。

回答 223【担当課：市街地整備課、泉町周辺地区開発事務所、商工課】

本市におきましては、これまで、赤塚駅北口地区や大工町1丁目地区等における市街地再開発事業により、道路整備とあわせ、防災性向上や土地利用の合理化・高度化などにより、都市機能の更新、住環境の改善等を図り、にぎわいづくりに努めてまいりました。

赤塚駅北口地区におきましては、マンション、商業、医療、福祉等の機能が複合的に立地しており、生活拠点の形成、都市のにぎわいや魅力の創出に寄与しております。

また、大工町1丁目地区におきましては、マンションやホテル、事業所や医療機関が入居する業務棟があり、毎日多くの人の活動、流れを創出し、本市中心市街地の西の玄関口にふさわしい街なみ形成に寄与しております。(市街地整備課、泉町周辺地区開発事務所)

商店街の活性化に向けましては、各商店街団体が取り組むイベントや販売促進事業に対して支援を行うほか、中心市街地等における空き店舗等への出店者に対して、店舗改装費等を補助するなど、商店街活性化に資する取組を支援しております。

今後とも、商店街団体や出店者のニーズ等も踏まえ、制度の見直しを図りながら、商店街のにぎわい創出に努めてまいります。(商工課)

4. 市が千波公園（黄門像広場周辺地区）に導入するパーク PFI は、営利事業と公共性の両立、施設規模や将来の維持管理など問題も多い。市民参加で幅広い意見を募り計画を見直すこと。

回答 224【担当課：公園緑地課】

本市におきましては、偕楽園・千波湖周辺の観光拠点としてのさらなる魅力の向上、にぎわいの創出を図るため、市民や関係者の皆様から御意見をいただきながら、平成28年5月に「偕楽園公園（千波公園等）整備基本計画」を策定し、その中で、黄門像広場周辺において、新たな観光交流拠点の整備を図ることとしております。

また、本計画を踏まえ、民間の柔軟なアイデアを取り入れたパーク PFI 制度の活用により、飲食・物販等の機能を有する施設整備を目指すことについて、令和元年10月開催の市議会「偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会」において御了承をいただき、令和4年11月には大和リース・アダストリアグループを事業予定者として決定し、現在、令和7年秋の開業に向け、準備を進めているところでございます。

今後とも、千波公園が市民の憩いの場としてはもとより、多くの観光客が訪れる、将来にわたって親しまれ、にぎわいあふれる公園となるよう、事業者と連携し、早期完成を目指し事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

【8】地域要求

1. 元吉田町（2555番地周辺）の雨水による床上浸水の再発防止策を講じる。

回答 225【担当課：河川都市排水課、建設計画課】

近年多発する局所的短時間集中豪雨等により、御指摘の元吉田町2555番地周辺が浸水することを認識しております。

このようなことから、浸水被害の軽減を目的として、令和5年度に既設雨水管の清掃や排水構造物の整備を行ったところです。

引き続き、既設雨水排水施設等の良好な維持管理に努めるとともに、元吉田町2555番地周辺の地形的条件を踏まえた浸水対策を検討してまいります。

2. 酒門町（4487番地周辺）の市道の雨水冠水を解消する。

回答 226【担当課：河川都市排水課】

強雨などの際、御指摘の酒門町4487番地付近の市道を含む飛行場跡地の南側地区において、広域的な浸水被害が発生していることを認識しております。

このようなことから、当該地区の浸水対策に向け、平成25年度から調整池の整備や雨水排水施設の整備を継続的かつ重点的に推進してまいりました。

しかしながら、集中豪雨などの際には、未だ広範囲に浸水被害が発生している状況にあることから、更なる浸水被害対策として、調整池の拡張事業に着手したところです。

今後につきましては、当該地区の浸水被害の早期軽減・解消を目的として、調整池の整備工事を推進し、整備後は、排水区域内に管路を整備してまいります。

3. 児童の安全のため内原小学校正門前の道路の制限速度を 50 キロから 30 キロに変更する。

回答 227 【担当課：生活安全課】

内原小学校正門前の幹線市道 7-0058 号線は、河和田町地内と笠間市五平町方面とを東西に結ぶ幹線道路で、多くの車両が通行しております。一方で、内原小学校に通学する多くの児童が道路を横断することから、内原小学校や内原中学校付近では道路の両側に歩道を設置し、さらに小学校前には押しボタン信号機を設置する等、様々な児童の安全対策が取られてきたところであります。

御要望の制限速度の 30 キロ化について、交通規制を担当する水戸警察署に対し要望致しましたところ、同所については、道路両側に歩道を設置することで歩車分離がなされていることから、通学児童の安全は確保されていると認識しており、現時点で制限速度変更の必要性は認められないとの回答を頂いております。

本市といたしましては、通学路の安全確保のため、引き続き水戸警察署に対して制限速度の低下を要望してまいります。

4. 児童や住民の安全のため、市道国田 112 号の制限速度を 40 キロとすること。

回答 228 【担当課：生活安全課】

市道国田 112 号線につきましては、水戸市下国井町と那珂市飯田方面とを常磐自動車道に沿って結んでおり、現在は警察による速度規制等はされていない状況であります。また、その利便性から、特に、朝晩の通勤時間帯には多くの車両が往来する状況が見受けられます。国田義務教育学校に通学する児童生徒の中には、同市道を横断して通学する者もいることから、児童生徒や住民の安全確保のため、水戸警察署に対して、速度規制を要望してまいります。

5. 市道笠原 15 号線（50 号バイパス南側一帯）で雨水による道路冠水の再発防止対策を実施する。

回答 229 【担当課：河川都市排水課、建設計画課】

近年多発する局所的短時間集中豪雨による強雨などの際、御指摘の市道笠原 15 号線が浸水することを認識しております。

このようなことから、浸水被害の軽減を目的として、令和 4 年度に既設雨水管の清掃、令和 5 年度には排水構造物の整備を行ったところです。

引き続き、既設雨水排水施設等の良好な維持管理に努めるとともに、笠原 15 号線を含む国道 50 号バイパス以南の笠原地区における更なる浸水対策の推進に向け、効率的かつ効果的な雨水管理の方針策定に取り組んでまいります。

6. 市道駅南 4 号線（水城高校下交差点～城南病院南側）のマウンドアップ型歩道をバリアフリー化する。

回答 230 【担当課：建設計画課】

御要望区間の歩道は、車道よりも一段高いマウンドアップ形式に加え、民地境界には、側溝の上には駅南蓋が設置されていることから、その高さに合わせた沿線利用がなされているほか、電柱や標識が歩道内に立ち並んでいることなど、バリアフリー化に向けて解決すべき課題が多々あります。

このため、当該路線を含めた水戸駅南地区の道路のバリアフリー化につきましては、整備路線の優先順位や整備手法など様々な観点から検討してまいります。

7. 水戸駅南地区一帯の側溝の段差解消と流下能力改善のため駅南蓋の解消にむけた計画を具体化する。

回答 231 【担当課：建設計画課】

側溝の段差解消及び駅南蓋の解消などのバリアフリー化につきましては、平成 30 年 3 月に策定した「水戸市バリアフリー基本構想」に基づき、令和 5 年度までを前期、令和 6 年度から令和 10 年度を後期として整備を実施しているところです。

御要望の水戸駅南地区のバリアフリー化につきましては、既に令和 10 年度までの計画が定められていることから、改めて令和 11 年度以降の計画改定の中で整備路線の優先順位や整備手法など様々な視点から検討してまいります。

8. 水戸駅南口のロータリーは、送迎時の車の待機場所が不足しており危険なため、改善策を講じる。

回答 232 【担当課：道路管理課】

当該箇所は、降車を除く駐停車禁止の規制がかけられております。また、水戸駅南口周辺道路においても駐停車禁止の規制がかけられておりますが、ロータリー同様、送迎車両の長時間の駐車が目立ち、これらの行為は水戸駅及び道路利用者への迷惑となることも懸念されることから、警察と協議し、令和 5 年度は駅南 1 号線の COMBOX310 前の歩道にガードレールを設置し、送迎の際に乗降車しにくい環境をつくり、送迎車両の駐車を抑制する対策を行っております。

今後とも、道路利用状況に注視し、適宜警察と協議しながら、必要な対策を検討してまいります。

9. 水戸駅南口の桜川堤防の歩道のデコボコを修繕する。夜間の通行人の安全確保のために対策を講じる。

回答 233 【担当課：道路管理課】

水戸駅南口周辺の桜川堤防につきまして、右岸側（南側）の堤防は自転車道 1 号線として水戸市が管理していることから、市民の皆様からの報告や日常のパトロールに基づき、適宜、修繕していくとともに、左岸側（北側）の堤防は、必要に応じて、管理者である国土交通省へ修繕の要請をしてまいります。

10. 都市計画道路 3 3 2 号線の元吉田交差点の東西方向に右折信号を設置する。

回答 234 【担当課：生活安全課】

当該交差点（元吉田十字路）の東西方向への右折矢印信号機の設置につきましては、現状の交通量からみると右折矢印信号機の設置は難しいとの見解を警察からいただいております。

本市といたしましては、引き続き、警察をはじめとする関係機関と協議し、当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。

11. 都市計画道路 3 3 2 号線の百寿園北側交差点に歩行者用信号だけでなく車両用信号を設置する。

同路線（酒門工区）に街路灯を設置する。

回答 235 【担当課：生活安全課、道路管理課】

当該交差点の南北方向への車両用信号機の設置につきましては、従道路の幅員や形状により、車両が安全に停止できる状態でないとともに、安全な場所への信号柱の設置が困難であるため、現状において南北方向に車両用信号機の設置をすることは難しいとの見解を警察からいただいております。

引き続き、警察をはじめとする関係機関と協議し、当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。（生活安全課）

茨城県施工の都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（酒門工区）の当該交差点は、警察との協議を経て現在の形状となっており、交差点等の交通危険箇所を照らす道路照明灯も設置されております。さらに、追加の交通安全対策として、注意喚起を促すポールを設置や自発光式道路鋸やカラー舗装の設置も施されております。

道路利用者のさらなる安全性向上は交通事故防止のため重要であることから、御要望いただきました事項につきまして県と共有し、今後とも道路交通状況に注視し、必要に応じて協議してまいります。（道路管理課）

12. 田谷町の常磐高速の高架下から側道へ抜ける各交差点に信号機をつける。特に、国田義務教育学校の通学路となっている箇所には横断歩道と歩行者信号をつけること。

回答 236【担当課：生活安全課】

田谷町地内における高速道路高架下の各交差点への信号機設置につきまして、従道路の幅員や形状により、車両が安全に停止できる状態でないため、現状において信号機の設置をすることは難しいとの見解を警察からいただいております。

しかしながら、各交差点につきましては、見通しの悪い交差点であることから、警察に対し一時停止線再溶着要望を行うとともに、水戸市においてカーブミラーの調整を行うなどの安全対策を講じております。

また、国田義務教育学校通学路となっている高速道路高架下交差点につきましては、横断歩道はあるものの歩行者用信号機がない箇所があることを確認し、令和5年2月1日付けで水戸警察署に対し歩行者信号機の設置を要望しております。

13. 堀町1223番地近くの市道と県道の交差点は道が広いから、歩行者用信号機の時間内に高齢者が渡りきれない。青信号の時間調整を要望すること。

回答 237【担当課：生活安全課】

信号機の時間調整など交通規制に関することにつきましては、警察の所管となっており、十分な横断時間の確保は、歩行者の安全な通行のために重要であることから、窓口である水戸警察署に対し要望いたしました。

14. 堀町の幹線市道25号線と市道102号線の交差点は、横断歩道が片側にしかないから、子どもの横断ルートが危険で不便。両側につけるよう要望する。

回答 238【担当課：生活安全課】

当該交差点の東西への横断歩道が片側にしかないことを確認し、警察に要望いたしましたところ、安全路側帯や歩行者の滞留場所がないことから、現状におきまして横断歩道の設置は難しいとの回答を得ております。

本市といたしましては、引き続き、警察をはじめとする関係機関と協議し、当該交差点の安全性の向上に向け取り組んでまいります。

15. 「タカトー」(水戸市小林町1199-28)の付近の市道は道路幅を示す線やセンターラインが消えている。夜間や雨天時は視認できず危険なため早急に白線を引き直すこと。

回答 239【担当課：内原建設事務所】

当該要望箇所につきましては、令和5年3月に区画線の再融着をして視認性の向上を図っております。

16. 国道6号の酒門交差点(Ksデンキ本店前)および酒門6差路の早期の立体交差化を実現する。

回答 240【担当課：建設計画課】

酒門町交差点の立体化は、国道6号及び国道50号の重要物流道路や緊急輸送道路としての機能強化はもちろん、通学児童を含む周辺住民の交通安全対策に大きく寄与することが期待されることであり、現在、国において詳細設計を実施予定と伺っております。

今後とも、国及び茨城県、地域住民と緊密に連携し、実現化を図ってまいります。

また、酒門6差路の立体化につきましては、今後の交通量の変化等に注視し、道路管理者である国や県と継続的に協議をしてまいります。

17. 茨大前交差点は、大雨の際に冠水し危険な状態となる。改善をもとめること。

回答 241【担当課：下水道計画課】

茨大前交差点につきましては、令和5年度より冠水解消を目指し工事に着手しており、当該交差点箇所まで継続的に下水道施設整備工事を実施していく予定であります。今後とも、国道123号を管理する茨城県と連携を図りながら、早期の冠水被害軽減に努めてまいります。(下水道計画課)

18. 双葉台1丁目交差点から大塚方面へ向かう道路の狭い部分の拡幅をすすめること。

回答 242【担当課：道路建設課】

当該道路は、水戸済生会総合病院や県立こども病院の医療施設や双葉台小・中学校などの教育機関を擁する双葉台団地を通る、幹線市道38号線（堀・加倉井線）から国道50号バイパスを結ぶ道路であり、一部を除いて平成25年度に完成しています。

この一部の狭隘箇所におきましては、関係地権者と交渉を重ねておりますが、協力が得られておりません。今後も引続き関係地権者に協力をお願いするとともに、関係部署と連携を図りながら進めてまいります。

19. 赤塚駅南口駐輪場の屋根が小さいため、雨天時に高校生など利用者が雨具を着る際にしょ濡れになってしまうため屋根を増設すること。

回答 243【担当課：生活安全課】

赤塚駅南口自転車等駐車場につきましては、屋外の施設であり、自転車を駐車するスペースを屋根で覆う形となっておりますが、雨天時には、風の影響により雨が吹き込んでしまいます。

雨対策のサービスとしましては、タオルの貸し出しやビニールカップの提供等を行っておりますが、今後、大規模修繕を行う際には、屋根の増設等についても検討し、利用者の更なる利便性の向上に努めてまいります。

20. 国田義務教育学校周辺の県道の歩道整備が遅れており、通学路は周辺の見通しが悪いため、県道の早期整備を重ねて要請する。

回答 244【担当課：建設計画課】

当該路線の歩道未整備区間につきましては、一部で用地の確保が難航しており、茨城県において用地の御協力をいただけるよう、継続的に交渉を進めております。

本市といたしましても、早期に通学児童生徒の安全が確保されるよう、県に対し、引き続き早期整備の要望をしております。

21. 内原地域の深刻な悪臭被害についてすみやかに悪臭発生を防止させること。

回答 245【担当課：環境保全課、廃棄物対策課】

内原地域の悪臭につきましては、発生源の廃棄物処理施設の事業者に対して悪臭防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査を実施し、悪臭発生の改善や廃棄物処理施設の適正な維持管理等について継続的に指導を行っているところです。

引き続き、悪臭問題を解決するため、当該事業者に対して法令に基づく指導を継続してまいります。

22. 幹線市道25号線の五中から国道123号線にむかう歩道は、ガードレールの内側が狭く人がすれ違えないため歩道を拡張する。

回答 246【担当課：建設計画課】

当該路線の道路拡幅につきましては、全線において、道路の沿線に数多くの住宅や店舗等が建ち並んでいることから、建物等の移設が必要となり、早期の対応は困難な状況となっております。

しかしながら、当該路線における通学生徒をはじめとした歩行者の安全確保は重要であることから、通学時間帯などに非常に多くの通学生徒が集中する、水戸市立第五中学校北側の交差点から都市計画道路3・5・19号西原町堀町線までの約130m区間について、安全確保や利便性の向上を図るため、令和2年度より歩道拡幅事業として位置付け、令和4年度には詳細設計を実施したところであり、現在、関係権利者との協議を進めているところです。

今後とも、通学児童生徒や自動車交通に注視し、必要に応じて安全対策を検討してまいります。

23. 済生会病院前の交差点で、朝の通勤時間に起きる深刻な渋滞の改善策を講じること。

回答 247【担当課：建設計画課、保健総務課】

信号機のある交差点は、将来見込まれる通過交通量をもとに交通解析を行い、警察との綿密な協議を経て整備しており、済生会病院前の交差点につきましても、同様の検討・検証を経て整備されたものであります。

今後は、交通渋滞の状況把握に努め、通過交通量の増加が起因する交差点の渋滞緩和対策について、必要に応じて警察との信号現示の変更に関する協議等の実施を検討してまいります。(建設計画課)

保健総務課が所管する医療法につきましては、医療提供体制の確保を主目的とし、医療施設の人的構成、構造設備、管理体制等に関する規制を行うものです。敷地外における渋滞緩和に関しては、当該法令の規制が及ばない事案となりますが、来院者の移動をスムーズに行うことは、患者の安全性や利便性向上に寄与すると考えられることから、病院側と問題共有をしております。(保健総務課)

24. 堀十文字バス停など、県道真端水戸線沿いに街灯がなく危険なため、県に対し街路灯の設置、バス会社に対しバス停に電燈をつける等、安全対策の要望をすること。

回答 248【担当課：建設計画課、交通政策課】

道路管理者の設置する道路照明灯は、通行車両や歩行者等の交通上の安全性向上のため、交差点やカーブで見通しの悪い区間等の交通危険箇所に、日暮れや夜間における視認性の向上を目的に設置するものです。

当該路線の堀十文字バス停東側の交差点には4基の道路照明灯、ローズヴィラ水戸バス停西側のカーブ付近の交差点等にも複数の道路照明灯が設置されており、必要な交通安全対策は図られておりますことから、地元からの貴重な御意見として道路管理者である茨城県と情報共有してまいります。(建設計画課)

バス停の維持管理はバス会社が行うものであり、本市におきましては、バス事業者と連携を図りながら、状況を把握し、安心してバスを利用していただける環境づくりに努めているところです。

周辺に明かりがなく利用する市民に防犯上の不安があるバス停については、照明設置について、バス会社に要望してまいります。(交通政策課)

25. 赤塚北口駐輪場のトイレを洋式化する。

回答 249【担当課：生活安全課】

高齢化の進展、生活様式の変化などにより、和便器を使用したことのない人や使用をためらう人が増えてきており、各家庭や商業施設などのトイレが洋式化されている中、赤塚駅北口自転車等駐車場につきましては、男性、女性用トイレともに和式トイレとなっております。

洋式の便器は、衛生的であり、お年寄りなどには、身体的な負担も減る等のメリットがあることから、今後、トイレ便器の洋式化について、施設の大規模修繕を行う際に改修を進めてまいりたいと考えております。

26. 柵町の「ごみ屋敷」のゴミの撤去など一刻も早く解決する。

回答 250【担当課：ごみ減量課】

本案件につきましては、これまで所有者の方との面談や、電話、文書などにより堆積物の撤去をお願いしてきたところであります。令和5年度におきましては、3回にわたる面談や、親族を通じた指導を行うほか、所有者とともに道路上の堆積物を除去するなど解決に向けた様々な方策を講じながら、状況を注視しているところでございます。また、関係各課で構成する複合的福祉対策会議で情報共有を図りながら、問題の解決に向けた定期的な話し合いを実施しているところでございます。

いわゆる「ごみ屋敷」は、高齢化や社会的孤立、経済的困窮といった背景があることに加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、堆積物が廃棄物に該当するかどうかについては、所有者の

意思や所有権なども勘案して判断されるため、一方的に廃棄物として取扱うのが難しいことなど、様々な要因が絡んで発生するため、根本的な問題の解決に至らないケースが多くみられます。

こうした中、国においては、対応に苦慮している自治体の取組を後押しするため、令和4年に全国の市町村を対象としていわゆる「ごみ屋敷」に関する調査を行い、各地の課題や対応策をまとめたところでございます。

今後とも、国の調査結果や他市の効果的な取組を参考に本案件の解決に向けた手法を検討するとともに、全庁横断的な連携の強化を図り、生活環境の改善に努めてまいります。

27. 水戸一中の前の道路の安全対策をすすめること。

回答 251【担当課：道路管理課】

当該路線につきましては、道路幅員が狭く、速度を超過して走行する車両が見受けられることから、通学児童等への安全対策として、車両通行に対し減速を促す「イメージハンプ」の設置を令和3年度に実施したところであり、今後とも、安全な通学環境の確保に向け、適正な維持管理に努めてまいります。

28. 田谷町の市道国田111号線の側溝を整備する。

回答 252【担当課：生活道路整備課】

市道国田111号線につきましては、水戸市防災計画に災害時主要道路として位置づけられており、令和3年度に国田5号線から国田配水場までの区間、延長160mが狭あい道路整備事業として採択され、令和4年度から事業着手しています。令和5年度には用地測量を実施し、令和6年度から用地取得を行う予定です。引き続き予算の確保に努め年次的に事業を進めてまいります。

29. 見川小学校、見川中学校の通学路の安全対策

よし歯科前（見川3丁目）の市道見川1号線の道路幅が狭く、交通量が多い。危険なため狭い箇所道路拡幅をおこなう。当面の対策としてポール設置、歩道拡幅をおこなう。

回答 253【担当課：建設計画課】

御要望の区間は、住宅等が立ち並んでおり、道路を拡幅するためには新たな道路用地を取得する必要があります。そのためには、関係権利者の方々の合意形成を図る必要があります。早急な整備は困難であります。

しかし、通学児童の安全確保は重要な事項であることから、これまでに歩行者の通行スペースを明示しドライバーへの注意喚起を促すための路肩のカラー化を実施したところです。

今後とも、当該路線の道路利用状況を注視し、必要に応じて、現況の道路に対して可能な対策を検討してまいります。

30. 酒門小学校の通学路の改善

①元石川町乗越沢緑地（公園）北側にある横断歩道が消えているため、塗り直す。

回答 254【担当課：生活安全課】

当該横断歩道につきましては、現地調査を実施したうえで、窓口である水戸警察署に対し、補修をしていただくよう要望したところ、補修がなされ横断歩道が塗り直されております。今後とも、摩耗している横断歩道等を発見した場合は、水戸警察署に対して補修を要望してまいります。

②県道中石崎水戸線とのT字路（元石川町194-2エバタ工機前）の交差点に信号機を設置し、児童が安全に横断できるよう改善する。

回答 255【担当課：生活安全課】

当該交差点につきましては、水戸東部工業団地への導入路で車両の往来が多く、更に酒門小学校児童の通学路になっていることから、現地調査等を行った上で、令和4年12月26日付けで水戸警察署に対し信号機設置の要望をしておりますが、設置には至っていない状況となっております。本市といたしましては、水戸警察署に対して、引き続き信号機設置の要望をしてまいります。

【9】国への要望

1. 能登半島地震の被災者支援、復旧・復興に最優先でとりくむことを国に求める。

回答 256 【担当課：防災・危機管理課】

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震における被災地支援につきましては、国、県と連携し、被災地へ速やかに応援職員を派遣したほか、石川県鳳珠郡能登町と調整し、現地で不足が生じていると報告を受けたブルーシートについて、500枚の救援輸送を実施したところでございます。

引き続き国、県と連携しながら、被災地からの要望に応じた支援を継続してまいります。

2. 2025年大阪・関西万博の中止を国に求める。

回答 257 【担当課：担当なし】

3. 自民党の裏金疑惑の徹底究明および企業団体献金の全面禁止へ政治規正法の改正を国に求める。

回答 258 【担当課：担当なし】

4. 国立大学法人改正法は、教育機関である大学を「稼げる大学」とする目的で大学の自治を破壊し、知の拠点を営業化するものであり、廃止を求めること。

回答 259 【担当課：担当なし】

5. 岸田政権がすすめる専守防衛を投げ捨てた敵基地攻撃能力の保有は憲法上許されるものではない。閣議決定だけで国の在り方の根本を変えることは立憲主義の破壊である。市として大軍拡大増税に反対し、憲法9条を堅持・遵守するよう国に求めること。

回答 260 【担当課：担当なし】

6. アメリカに依存した安全保障政策を改め、トマホークなど大量の武器購入の中止、武器輸出・生産など軍需産業と一体の防衛予算の増大をやめるよう求める。

回答 261 【担当課：担当なし】

7. 土地利用規制法は、国民を監視し国民の権利を著しく制約することになり、市民の不動産取引にも重大な影響を与えるものであり、廃止を求める。

回答 262 【担当課：担当なし】

8. 東京五輪は開催経費が1兆4000億円超にのぼったものであり、汚職・疑惑の徹底解明をもとめる。

回答 263 【担当課：担当なし】

9. 旧統一教会と政府および政治家との癒着を断ち切るため、徹底した調査を行い公表すること。実効性のある被害者救済に取り組むよう求める。

回答 264 【担当課：秘書課】

本市におきましては、これまでも「旧統一教会」及び関連団体への関与はなく、今後も関与はいたしません。

また、国におきましては、令和5年10月13日に、文化庁が旧統一教会の解散命令を東京地裁に請求したところであり、今後、司法判断が下されることとなります。本市におきましては、引き続き、市民の不安の解消を図るため、国や司法の判断が示されるまでの間、「旧統一教会」及び関連団体に対して市の公の施設の貸し出しを行わないこととしております。

さらに、被害者の方からの相談については、靈感商法等対応ダイヤルを開設している法テラス茨城を案内するなど、被害者救済に取り組んでまいります。

10. 学術会議は独立したアカデミー機関であり政府が介入を行わないこと。

回答 265【担当課：担当なし】

11. 気候危機を打開するため、エネルギー消費量を大幅に減らし、2030年までに石炭火力発電所・原子力発電所を段階的に廃止すること、再生可能エネルギーを飛躍的に拡大し2050年までに100%を目指すなど、温室効果ガスの排出削減目標の大幅な引上げと対策強化を求める。

回答 266【担当課：環境保全課】

本市におきましては、令和5年3月に策定した水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）において、基本施策に省エネルギー活動の促進を位置づけ、市民の暮らしや事業活動の脱炭素型への転換によるエネルギー消費量の削減を図っております。

また、再生可能エネルギーの利用促進として、太陽光エネルギーのほか、水素やバイオマス等の新たな再生可能エネルギーの利用促進を図ることとしております。

温室効果ガスの排出削減目標につきましては、水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）において、国の目標に準じ、2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46パーセント削減としたところであり、目標達成に向け、地球温暖化対策に積極的に取り組んでまいります。

12. デジタル化を口実に莫大な国費を投入し IT ゼネコンとの癒着や行政サービスの低下を招くデジタル改革を行わない。国民監視や社会保障の後退につながるマイナンバー制度、企業の儲けのためのビッグデータの民間活用など、国民の人権と尊厳を置き去りにした拙速なデジタル化政策の見直しをもとめる。

回答 267【担当課：デジタルイノベーション課】

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、国におきましては、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し、将来の目指す姿を描き、構造改革、地方の課題解決、セキュリティ対策といった多くの取組を推進することとしております。

本市におきましても、市民の利便性の向上を目指し、利便さを実感できる「行政のデジタル化」、地域特性や産業構造に適応した「まちのデジタル化」、誰一人取り残さないための「デジタル格差対策」の推進を図ってまいります。

13. 非核平和都市の宣言市として、核兵器禁止条約の批准を求める。

回答 268【担当課：文化交流課】

核兵器禁止条約への参加につきましては、国の専権事項であることから、本市も加盟している平和首長会議（会長 広島市長）におきまして、核保有国やその同盟国を含む全ての国々が早期に条約締結するよう、国連や各国政府に要請しており、令和5年10月にも、内閣総理大臣あて、日本政府に再度要請したところです。

核兵器廃絶平和都市を宣言している本市といたしましては、世界で唯一核兵器による被害を受けた戦争被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次代に伝えていくことは、重要な使命であると認識しております。

今後とも、平和首長会議の加盟自治体等との連携を図りながら、核兵器のない、戦争のない平和な世界の実現に向けて取り組んでまいります。

14. 沖縄の民意を踏みにじる辺野古新基地建設中止を求める。

回答 269【担当課：担当なし】

15. 在日米軍に異常な特権を与えている日米地位協定の全面的な見直しを求める。思いやり予算の廃止を求める。

回答 270【担当課：担当なし】

16. 種子法廃止の撤回を求める。台頭する遺伝子組み換え企業の市場独占から、食糧主権を守り、日本の種子を保全し維持することを求める。

回答 271【担当課：農政課】

茨城県におきましては、「茨城県主要農作物等種子条例」が令和2年4月1日から施行され、種子法廃止後も、引き続き、関係機関と連携してこれまで同様に種子の生産及び供給に取り組むとされております。

本市といたしましては、引き続き、茨城県との連携のもと、安定した農業経営を目指してまいります。

17. マイナンバー制度を廃止すること。

回答 272【担当課：デジタルイノベーション課】

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるもので、関連法令や国から示されているガイドライン等に基づき事務を行っております。

今後とも、国及び茨城県と連携を図るとともに、本市職員への個人情報の取扱いに関する教育研修を徹底し、情報漏えいの無いよう万全を期すとともに、マイナンバー制度の意義や内容の周知を図りながら、マイナンバーを活用した利便性の向上に努めてまいります。

18. TPP11 から撤退し、日米貿易協定では米国と対等な立場で、国益および主権を損なわない、健全で平等な通商交渉を求める。

回答 273【担当課：農政課】

国家間の経済連携につきましては、今後の動向を注視し、関係機関等と連携し、対応を検討してまいります。

19. 賭博を合法化し、ギャンブル依存症を増やし社会を悪化させるカジノ解禁推進法（IR整備推進法）を廃止し、カジノ施設設置に反対する。

回答 274【担当課：担当なし】

20. 年金を際限なく減らす年金カット法を廃止する。

回答 275【担当課：国保年金課】

公的年金制度は、国民生活の基盤として極めて重要な制度であります。

今後とも、国により持続可能な社会保障制度の推進が図られるよう、関係機関と連携しながら、国民年金制度の意義や内容の周知に努めてまいります。

21. 解雇自由化の限定社員制度残業代ゼロなど労働法制の改悪に反対し、解雇規制法の制定を求める。

回答 276【担当課：商工課】

国におきましては、働き方改革を推進しており、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得義務化などの取組が進められております。

本市におきましても、雇用環境の改善にもつなげるワーク・ライフ・バランスの促進に向け、関係機関と連携しながら、経営者等を対象とした働き方改革推進に向けたセミナーを開催するなど、働き方に関する意識啓発等に取り組んでまいります。

22. 国会審議における閣僚や官僚の虚偽答弁や答弁拒否、公文書のかいざん、統計データ書き換えなどを行わないこと、公的機関の議事録を残し公開することを求める。

回答 277【担当課：担当なし】

23. えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審請求手続における全面的な証拠開示、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を含む再審法の改正を早急に行うことを求める。

回答 278【担当課：福祉総務課】

えん罪とは「無実であるのに犯罪者として扱われてしまうこと」であり、憲法が保障する自由や名誉といった基本的人権を脅かす、重大な人権侵害にあたりと認識しております。えん罪被害者を

生み出さないためには、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが重要であると考えます。

国においては、2016年に「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され、「取り調べの可視化」や「証拠開示制度の拡充」などの改正が行われました。しかし、えん罪の発生を防ぐためには、司法制度や社会における課題解消に向けて、今後も継続して検討していく必要があると考えます。

憲法に定められた基本的人権を保障する上で、えん罪被害者を救済するための再審法の改正につきましては、国が責任を持って行うべきと考えますが、本市といたしましても、国の動向を注視するとともに、関係機関と連携し、人権教育・啓発に関する各種施策を実施するほか、特設無料人権相談所の開設等、人権擁護の取組を行うことで、市民一人一人の人権意識の醸成を図り、人権を尊重する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上